

第二次坂井市総合計画

輝く未来へ…

みんなで創る希望のまち

～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～

2020-2029



福井県坂井市





第二次坂井市総合計画の策定にあたって

このたび、本市の新たなまちづくりの指針となる「第二次坂井市総合計画」を策定いたしました。

平成20年3月に坂井市総合計画を策定し、4町の融和を図りながら、市民相互の「心」の結びつきを大切にし、「協働によるまちづくり」を基本として、誰もが「笑顔」であり続けられる「ふるさと坂井」の実現に向け、様々な施策に取り組んでまいりました。

今後、本格化する人口減少社会の到来と少子高齢化の進展、過去に類を見ない規模の自然災害の発生、高度情報化社会の急速な進展、経済雇用環境やその形態の変化など、社会情勢が目まぐるしく変化する中においても、市民が「住みよさ」を実感でき、持続可能なまちを実現するためには、行政、市民、まちづくりに関わる多様な主体がともに考え、行動し、地域の価値を高めていくことが重要であると考えております。

本計画においては、まちづくりの基本は「ひと」とであるという姿勢のもと、「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち ～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～」を将来像として掲げ、施策の実行には「ひと」を育てる視点、「住みよさ」を高める視点、「多様性」を活かして発展していく視点の3つの視点を設け、市民や関係機関と手を携えながら一丸となって、一步一步着実に取り組んでいきたいと考えております。そして、本市で暮らし、学び、働く人々がそれぞれ夢と希望を抱くことができ、すべての人が個性を発揮できる未来志向のまちづくりの実現に向けて、鋭意努力を続けてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多数の貴重なご意見をいただきました市民の皆さまをはじめ、熱心にご審議をいただきました坂井市総合計画審議会委員並びに市議会議員の皆さまに、心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

坂井市長 坂本憲男

第二次坂井市総合計画

目 次

第1部 序論	1
第1章 計画策定の方針	2
1－1 計画目的と役割	2
1－2 計画の構成と期間	3
第2章 計画策定の背景	4
2－1 社会動向	4
2－2 坂井市の現状	8
2－3 市民満足度調査からみる市民意識	11
2－4 坂井市総合計画に必要な視点	13
第2部 基本構想	15
第1章 坂井市の将来像	16
1－1 将来像	16
1－2 将来人口	17
第2章 施策の大綱	18
2－1 6つの施策について	19
2－2 時代の変化に対応した各施策分野の連携	22
第3章 地域づくりの基本方針	24
第3部 基本計画	27
第1章 みんなで未来につなぐまちづくり	28
1－1 誰もが暮らしやすい共生社会の推進	28
1－2 多様な主体と連携した協働のまちづくりの推進	30
1－3 国際・都市間交流の推進	32
1－4 関係人口の拡大と住みよさの実感	34
1－5 効率的な行財政運営の推進	36
第2章 互いに思いやり支え合うまちづくり	38
2－1 地域福祉の充実	38
2－2 児童福祉の充実	40
2－3 高齢者福祉の充実	42
2－4 障がい者福祉の充実	44
2－5 健康づくりの推進	46
2－6 地域医療体制の充実	48
2－7 社会保障制度の安定的な運営	50

第3章 学ぶ意欲を支えるまちづくり	52
3-1 学校教育の充実	52
3-2 社会教育・生涯学習の充実	54
3-3 歴史・文化・芸術の伝承と振興	56
3-4 生涯スポーツの振興	58
第4章 自然と共生できるまちづくり	60
4-1 自然環境の保全と共生	60
4-2 循環型社会の構築	62
4-3 生活環境の保全と充実	64
4-4 美しい景観資源の活用	66
第5章 地域資源を活かし活力に満ちたまちづくり	68
5-1 農林水産業の振興	68
5-2 商工業の振興	70
5-3 観光の振興	72
5-4 働く環境の充実	74
第6章 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり	76
6-1 災害に強いまちづくりの推進	76
6-2 安全・安心対策の充実	78
6-3 住環境の整備	80
6-4 安定した水の供給と良好な水環境の維持	82
6-5 暮らしを支える道路網の整備	84
6-6 地域公共交通と広域ネットワーク拠点の充実	86
6-7 情報ネットワーク社会の構築	88
資料編	91
1. 諮問および答申	92
2. 策定体制	95
3. 策定経過	97
4. 第二次坂井市総合計画とSDGsとの関係	99
5. 用語集	104

「※」は、用語集に記載の用語を示します。

第1部 序論

第1章 計画策定の方針

1-1 計画目的と役割

坂井市は、平成18年（2006年）3月20日に、三国町、丸岡町、春江町、坂井町の旧4町が合併し、現在の姿となりました。本市では、平成20年度（2008年度）を初年度とする坂井市総合計画を策定し、まちづくりの基本は「人」とであるという姿勢のもと、次世代を担う子どもたちの夢を育む故郷（ふるさと）となることを目指して市勢の発展に努めてきました。今後においても、将来を見据え、坂井市で暮らし、学び、働く人々がそれぞれ夢と希望を抱くことができ、すべての人が個性を発揮できる未来志向のまちづくりに向かって、全市民の力を結集して取り組む必要があります。

しかし、我が国は本格的な人口減少社会に突入するとともに、社会を取り巻く状況は急速に変化を続けています。本市においても、人口減少や少子高齢化の急速な進展と、それに伴う税収の減少、異常気象や災害の発生、地元企業の人手不足など、行政だけでは解決できない問題が顕在化しています。

本計画期間には、北陸新幹線福井・敦賀開業など本市にとって様々な転機が訪れます。地域資源を最大限に活用し、地域全体の魅力をさらに伸ばしていくことは、本市が大きく飛躍する新たな契機となります。また、社会動向の変化に対応し、市民が住み慣れた地域で、いつまでも暮らしやすい坂井市を創造していく必要があります。

これらの状況を踏まえ、人口減少、少子高齢化の社会であっても、持続可能なまちづくりの実現を目指し、「総合計画」と「地方版総合戦略」を一体的に策定します。また、これまで培ってきた市民と行政による協働のまちづくりを発展させ、今後10年間を見据えた本市が目指す「まちの姿」を描き、これを実現していくためのまちづくりの基本方針を明らかにすることを目的として、「第二次坂井市総合計画」を策定します。



坂井市全景

1-2 計画の構成と期間

第二次坂井市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」によって構成し、具体的な取り組みにあっては「坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、総合戦略という。）」に基づいて推進していきます。

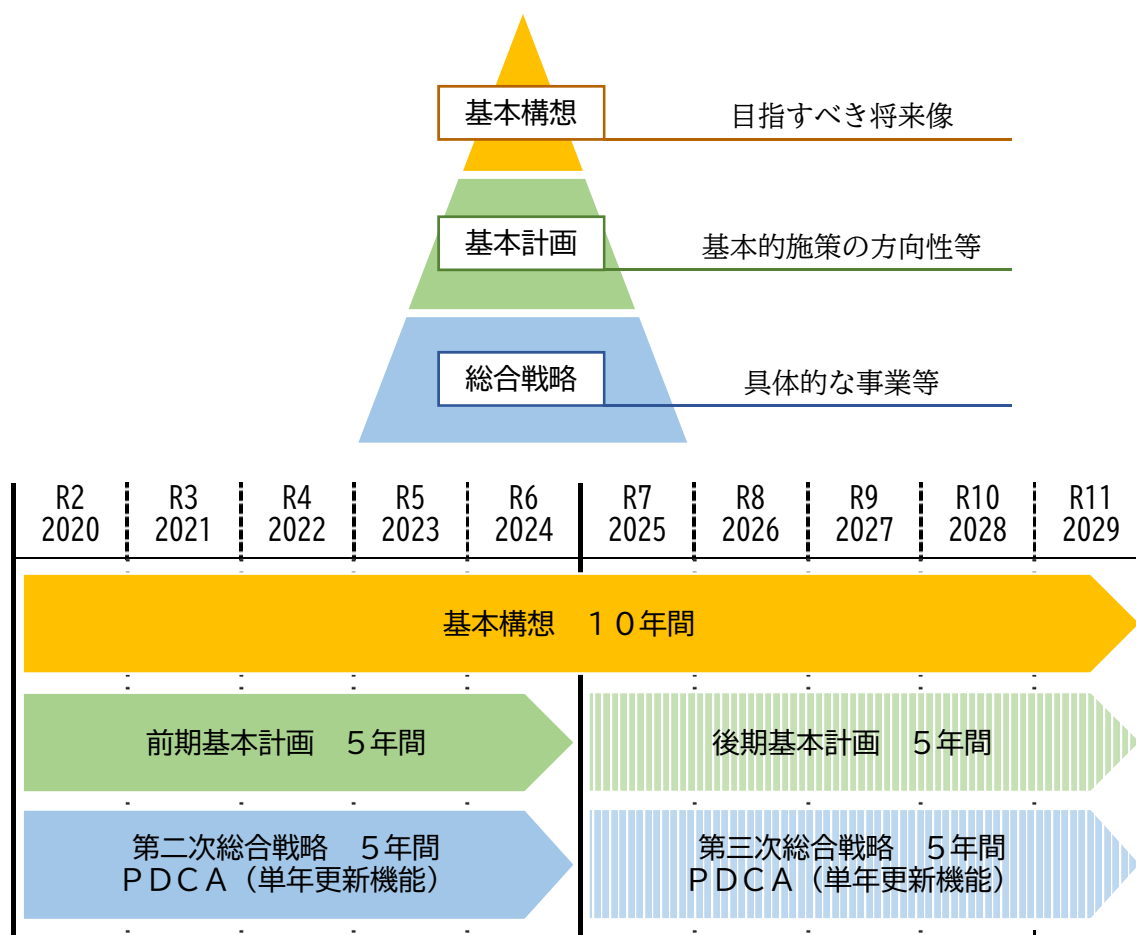
「基本構想」は、坂井市が目指すべき将来像を明らかにするとともに、それを実現するための施策の大綱を定めるもので、令和2年度（2020年度）を初年度とする令和11年度（2029年度）までの10年間を計画期間とします。

「基本計画」は、「基本構想」で定めた施策の大綱に基づき、その目標達成のために必要な基本的施策の方向性や大きな数値目標を総合的かつ計画的に定めるもので、令和6年度（2024年度）までの5年間を前期とします。

「総合戦略」は、「基本計画」で定めた基本的施策の方向や、その目標達成のために必要な具体的な事業やKPI（重要業績評価指標）を定めるもので、令和6年度（2024年度）までとし、毎年検証を行い必要に応じて更新することを可能とします。

また、総合計画は市の最上位計画であるため、各分野の個別計画は総合計画との整合を図りながら策定します。

第二次坂井市総合計画の構成



第2章 計画策定の背景

2-1 社会動向

(1) 人口減少社会の到来と少子高齢化の進展

我が国の人口は、平成20年（2008年）をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所（※1）の将来推計人口によると、令和35年（2053年）には1億人を割り込むなど、長期的に減少していくことが予想されています。

我が国では、男女とも非婚化、晩婚化が進行しています。平成27年（2015年）の未婚率は35～39歳の男性は35.0%、35～39歳の女性は23.9%となっており、男女別平均初婚年齢は、平成29年（2017年）には男性が31.1歳、女性が29.4歳となっています。

出生数は、昭和50年代から減少傾向に転じ、平成28年（2016年）には、統計史上はじめて、100万人を下回りました。合計特殊出生率は、平成28年（2016年）には1.44で、依然として、人口置換水準（※2）の2.07とは乖離があり、さらには女性の人口も減少していくため、出生数の大幅な増加は見込めない状況です。

人口構成も変化し、65歳以上の高齢者人口が平成9年（1997年）には15歳未満の年少人口の割合を上回るようになり、平成29年（2017年）には3,515万人、全人口に占める割合は27.7%と、増加しています。一方で、15歳から64歳の生産年齢人口については、平成29年（2017年）の7,596万人（総人口に占める割合は60.0%）が令和22年（2040年）には5,978万人（53.9%）に減少すると推計されています。

このような少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少により、労働力や消費活動が縮小することで経済活動が停滞し、税収の減少と社会保障費の増大などにより、財政状況が厳しくなることが予想されます。

また、地域における担い手の減少は、建物・宅地や農地、山林などの不十分な管理や未利用地の増加といった課題を顕在化させつつある一方、発生した空き家や空き地を地域資源と捉え、地域の賑わい創出への有効活用を図るなど豊かで快適な生活空間や交流活性化を促進する取り組みが進められています。

今後は、人口減少社会にあっても、地域経済の活力を維持・向上させ、市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりが求められています。

（２）安全・安心に対する意識の高まり

平成23年（2011年）3月の東日本大震災や平成28年（2016年）4月の熊本地震は、これまでの想定を上回る規模の被害をもたらしました。また、毎年のように全国各地で台風や集中豪雨などによる気象災害が発生しており、本市においても平成30年（2018年）2月の大雪被害により市民の防災や減災に対する意識は高まっています。

また、交通事故・振り込め詐欺・ストーカー・連れ去りなど、子ども・高齢者・女性などが巻き込まれる犯罪が発生し、地域では子育て世帯や一人暮らし高齢者の孤立化、ひきこもり、経済格差の広がりによる貧困などの問題もあり、災害や治安の低下などの社会的不安につながっています。

このように、自然災害はもとより日常の暮らしの中にあっても不安が増大しているため、市民の防犯や交通安全に対する意識を高めるとともに、安全で安心な暮らしを確保していくことが求められています。

（３）地球環境問題への対応

世界人口は70億人を突破し、令和32年（2050年）には97億人に達すると予測されています。人間の産業活動等に伴う地球環境への負荷はますます増大し、人類の生存基盤である地球環境は存続の危機に瀕しています。

こうした危機感を背景に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）（※3）においては、令和2年（2020年）以降の地球温暖化対策の世界的枠組みが採択されたパリ協定（※4）を受け、地球温暖化や生態系の破壊など地球環境問題への対応として、国は、温室効果ガスの新たな削減目標（平成25年度（2013年度）比で令和12年度（2030年度）に26%減）を掲げています。また、都市の緑化に求められる機能の多様化や自然と共生する世界の実現を目指した生物多様性条約に基づく世界目標が示されました。

このような中、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会からごみ減量や再資源化等を通じた循環型社会への転換、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギーの推進による低炭素社会の実現など、自然と共生する持続可能な社会の構築が求められています。

（４）高度情報化社会の進展

インターネットをはじめとする情報通信技術は、飛躍的な進歩を見せ、生活の利便性の向上や産業の生産性の向上に大きく寄与しており、私たちの日常生活や経済活動において大きな影響を与えています。

さらに、「IoT」(※5)や「AI」(※6)、「ロボット」などの技術革新は、生産、販売、消費といった経済活動に加え、健康、医療、公共サービス等の幅広い分野や、人々の働き方、ライフスタイルにも大きな影響を及ぼすことが見込まれ、その変化への対応が求められています。特に、国は第5期科学技術基本計画において、自ら大きな変化を起こし、大変革時代を先導していくため、新しい価値やサービスが次々と創出される「超スマート社会」(※7)を世界に先駆けて実現するための一連の取り組みを「Society 5.0」(※8)として強力に推進しています。

一方で、ICT(※9)を使いこなせる人とそうでない人との間に生じる情報格差の解消や、コンピュータウィルス等による情報漏えいのリスクに備えたセキュリティ対策など様々な課題も生じています。情報通信技術の有効活用と合わせて、誰もが便利で安心して利用できる環境づくりが求められています。

（５）経済・雇用環境の変化

我が国の経済は、平成20年（2008年）の世界的な金融危機以降、緩やかな回復基調を維持しつつあるものの、企業の設備投資や個人消費は力強さに欠けている状況です。

雇用環境の面では、全体として失業率、求人倍率の改善が顕著であるものの、生産年齢人口の減少や団塊の世代の定年退職等による後継者・人手不足の影響が大きく、経済の持続的な成長に向けて、労働力の確保は大きな課題の一つとなっています。

そのため、労働における生産性の向上はもとより、女性や高齢者を含め、就労を希望する方が活躍できるように、多様な働き方を可能とする環境整備が求められています。

さらに、我が国で働く外国人労働者数は、平成30年（2018年）10月末で、約146万人となっており、新たな外国人材受け入れのための在留資格の創設により、一層の増加が見込まれます。地域が持続的に発展するためには、年齢、性別、国籍、障がいの有無や価値観の違いなど多様性を認め合いながら、一人ひとりがその力を最大限に発揮できる環境づくりが重要です。

（6）グローバル社会の進展

情報通信技術の進展、交通手段の発達により、人や物、情報、資金の流れは国や地域の枠を超え、世界規模へと拡大しています。経済活動においてもグローバル化の進展により、国・地域間の競争は激しさを増しています。

近年の世界経済の持続的な回復やアジア諸国の経済発展による所得の向上により、特に近隣諸国・地域において、自国から外国への旅行者（アウトバウンド）が大きく増加する中、政府においては観光を我が国の成長戦略の柱、地方創生の切り札と位置付け、ビザの戦略的な緩和、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充など様々な取り組みを矢継ぎ早に実行してきました。これにより、5年前と比較すると、訪日外国人旅行者（インバウンド）数は平成24年（2012年）の836万人から平成30年（2018年）は3,119万人と3.7倍、訪日外国人旅行消費額は平成24年（2012年）の1兆846億円から平成30年（2018年）は4兆5,189億円と4.2倍となっています。

それぞれの地域において、国内市場のみに目を向けるのではなく、アジアの発展を積極的に取り込み、世界で評価され得る固有の文化を発信するなど、グローバル化する「ひと」・「もの」・「情報」の流れを意識しつつ、地理的条件や地域特性などの強みを活かした独創的な生き残り策を講じていくことが求められています。

（7）地方創生と効率的な行財政運営

国においては、平成26年（2014年）には、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少や東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれを実現するための目標や施策等を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

地方においても、「地方人口ビジョン」や「地方版総合戦略」が策定され、産学官等が連携して、地域の特性を活かした実効性の高い取り組みを推進することで、人口減少のスピードを抑制し、地域経済を持続的に発展させていくことが求められています。さらに、まち・ひと・しごと創生基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）では、「地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の推進」が盛り込まれ、地方公共団体におけるSDGs（※10）の達成に向けた取り組みも始まっています。

また、社会資本に目を向けると、高度経済成長期に整備したものが多く、完成から長期間が経過し、老朽化した施設などが更新時期を迎えます。これまでに、計画的な更新に取り組んできましたが、今後、修繕や更新にかかる費用が財政の大きな負担となることが懸念されています。

今後は、人口減少社会にあわせた効率的な行財政運営を通じた歳出抑制と、公共施設等の適正配置などに取り組む、持続可能な行政サービスを提供することが求められています。

2-2 坂井市の現状

(1) 位置及び地勢

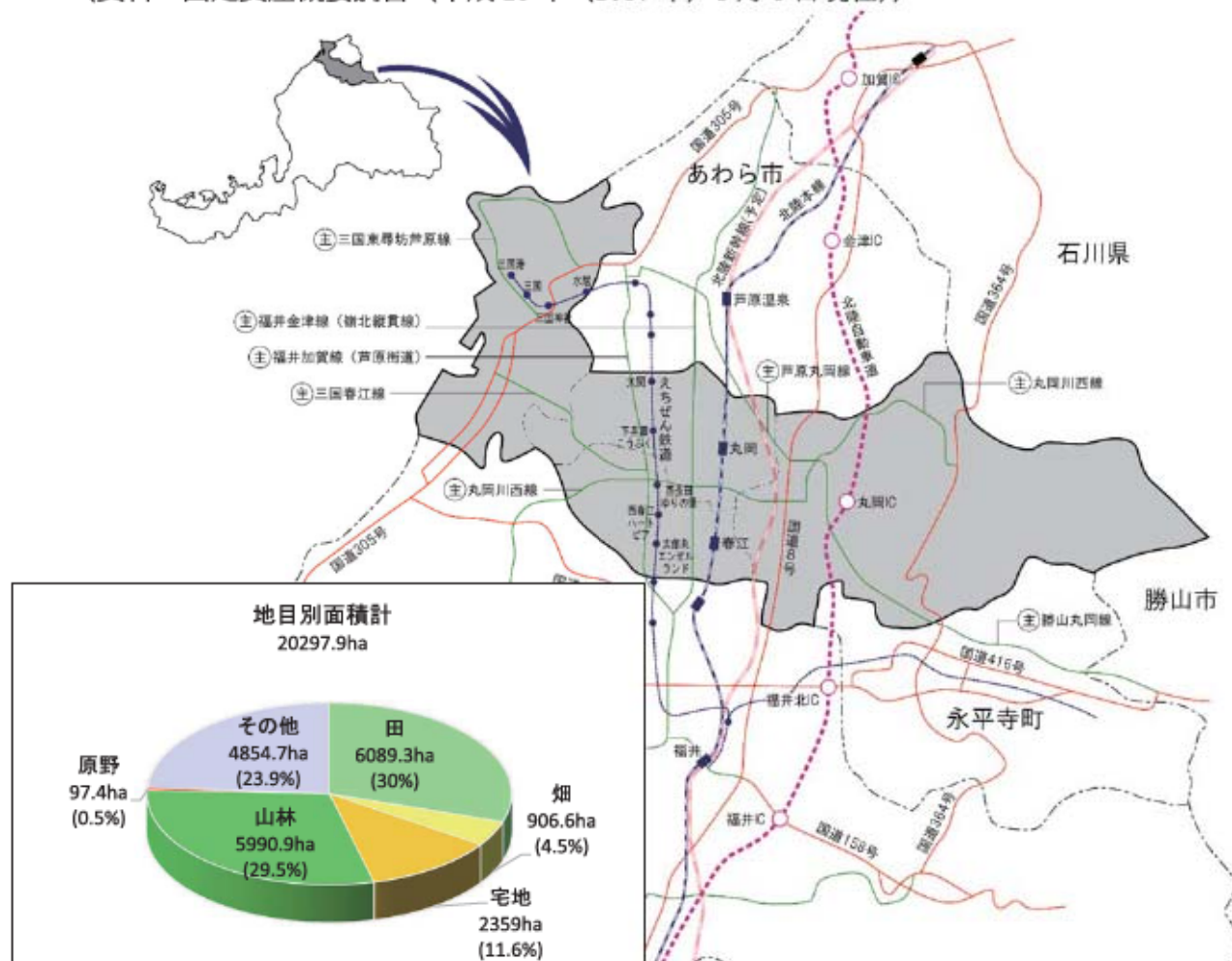
坂井市は、福井県の北部に位置し、南北約 17km、東西約 32km におよぶ東西に長い行政区域で、総面積は約 210 km²です。西は日本海に面し、東は勝山市、北はあわら市及び石川県、南は福井市及び永平寺町に接しています。

坂井市の南部を九頭竜川が、東部の森林地域を源流とする竹田川が北部を流れ、西部で合流して日本海に注ぎ込んでいます。中部には福井県随一の穀倉地帯である広大な坂井平野が広がり、西部には砂丘地及び丘陵地が広がっています。

土地利用を地目別にみると、田畑が約 34.5%、山林が約 29.5%を占めており、豊かな自然環境に包まれています。

道路網は、東部に北陸自動車道・丸岡インターチェンジや一般国道 364 号、西部に一般国道 305 号、中部に一般国道 8 号、主要地方道福井金津線（嶺北縦貫線）及び主要地方道福井加賀線（芦原街道）が走るなど、主要な基幹道路は南北方向を中心に発達しています。また、鉄道網も坂井市の中央を南北に走り、J R 北陸本線が 2 駅、えちぜん鉄道三国芦原線が 9 駅設置されています。

（資料：固定資産概要調書（平成 29 年（2017 年）1 月 1 日現在））



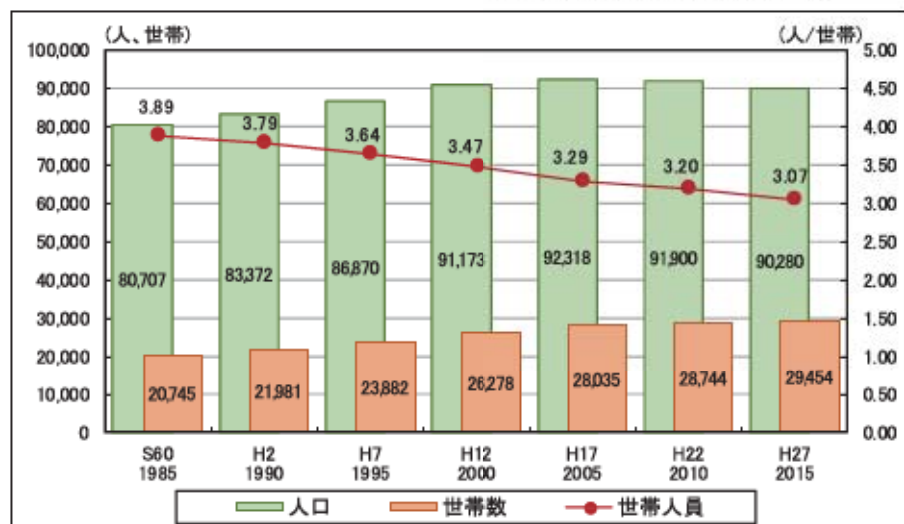
(2) 人口・世帯

①人口・世帯数の推移

平成27年(2015年)10月1日現在の人口は90,280人で、福井県全体786,740人の11.5%を占め、福井県第2位の人口規模となります。平成17年(2005年)までは一貫した増加傾向にありましたが、近年は減少傾向にあります。

世帯数は29,454世帯で、福井県全体279,687世帯の約10.5%を占めています。経年的には増加傾向にありますが、その伸びは鈍化しつつあります。

世帯人員は3.07人/世帯で、福井県の平均2.75人/世帯を上回っていますが、一貫した減少傾向にあり、少子化や世帯分離が進展している状況が伺われます。

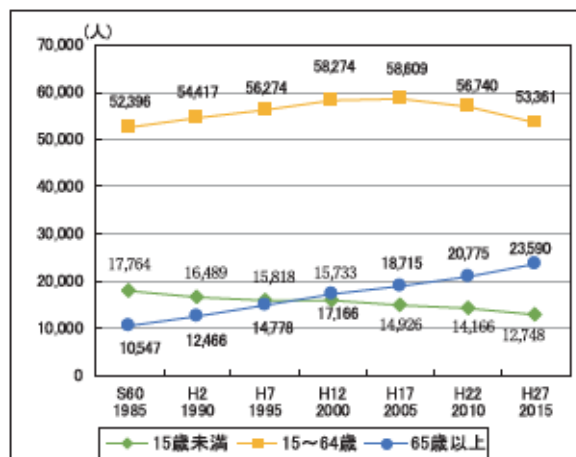


人口・世帯数の推移

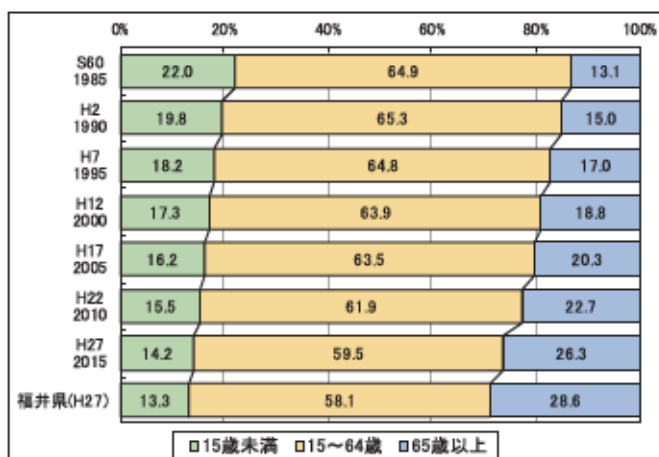
(資料：国勢調査)

②年齢階層別人口構成比

平成27年(2015年)における年少人口(15歳未満)は12,748人(14.2%)で、福井県平均の13.3%を上回っていますが、減少傾向にあります。老年人口(65歳以上)は23,590人(26.3%)で、福井県平均の28.6%を下回っていますが、一貫した増加傾向にあり、平成12年(2000年)以降は年少人口と老年人口の数が逆転しています。

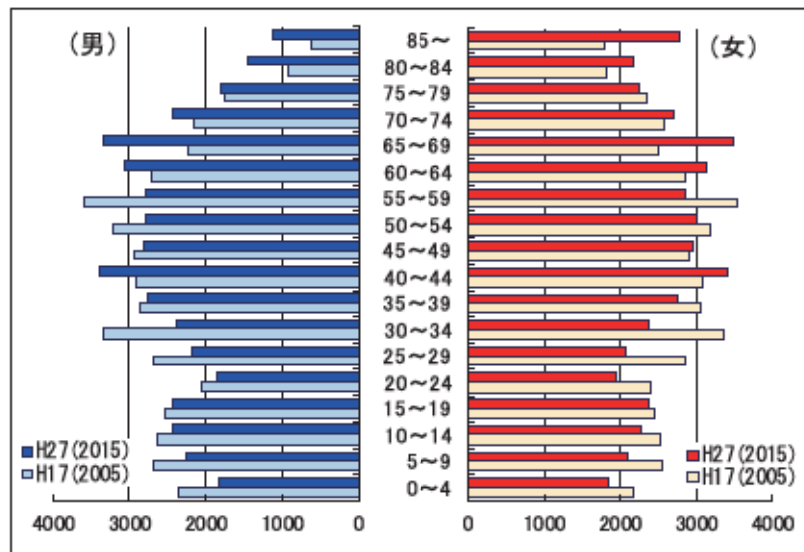


年齢階層別人口の推移



年齢階層別人口構成比の推移

(資料：国勢調査)



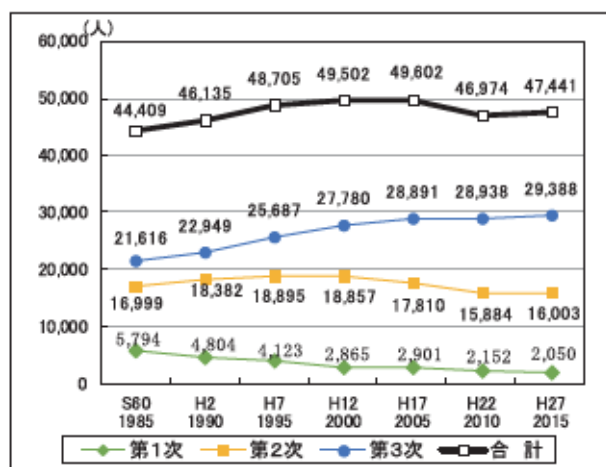
人口ピラミッドの推移 (資料：国勢調査)

③産業別就業者数

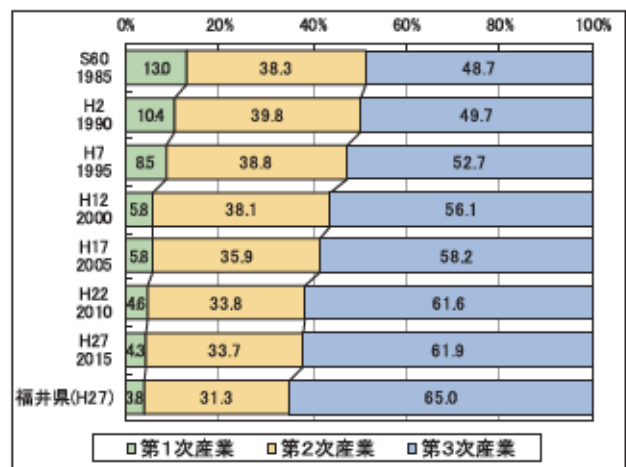
平成27年（2015年）の就業人口は47,441人で、総人口の52.5%となっています。第1次及び第2次産業の就業人口は、平成17年（2005年）から22年（2010年）にかけて大きく減少し、第3次産業は微増傾向にあります。

福井県全体と比較すると、第1次及び第2次産業に占める割合がやや高く、第3次産業の占める割合がやや低くなっています。

経年的には、第1次産業が減少し、第3次産業が増加する傾向にあり、第3次産業の割合が高くなっています。



産業別就業人口の推移



産業別就業人口構成比の推移

(資料：国勢調査)

2-3 市民満足度調査からみる市民意識

本計画策定にあたっては、平成30年（2018年）に市民満足度調査を実施しました。その主な結果は次のとおりです。

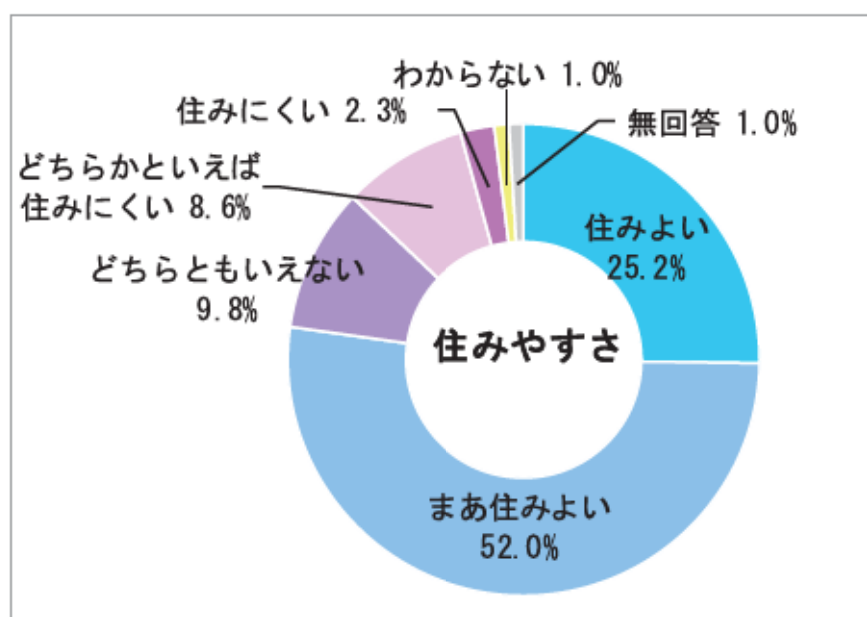
（1）調査の概要

調査対象	坂井市内に在住する18歳以上の市民5,000人を無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査基準日	平成30年（2018年）10月1日
調査期間	平成30年（2018年）11月13日から11月30日まで
回収率	有効回答数 1,981件 回収率 39.6%

（2）主な結果のまとめ

①住みやすさについて

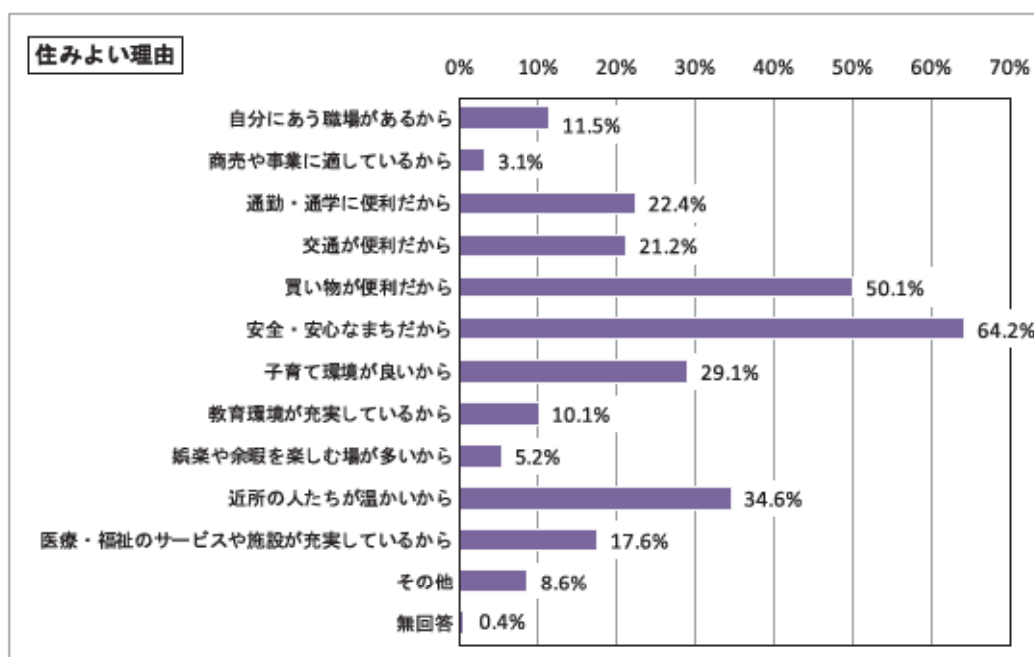
市民は、坂井市の住みやすさについて、77.2%が「住みよい」と回答しています（「住みよい」と「まあ住みよい」の合計）。一方、10.9%が「住みにくい」と回答しています（「どちらかといえば住みにくい」と「住みにくい」の合計）。



（回答者数 1,981 人）

②坂井市が住みよい理由について

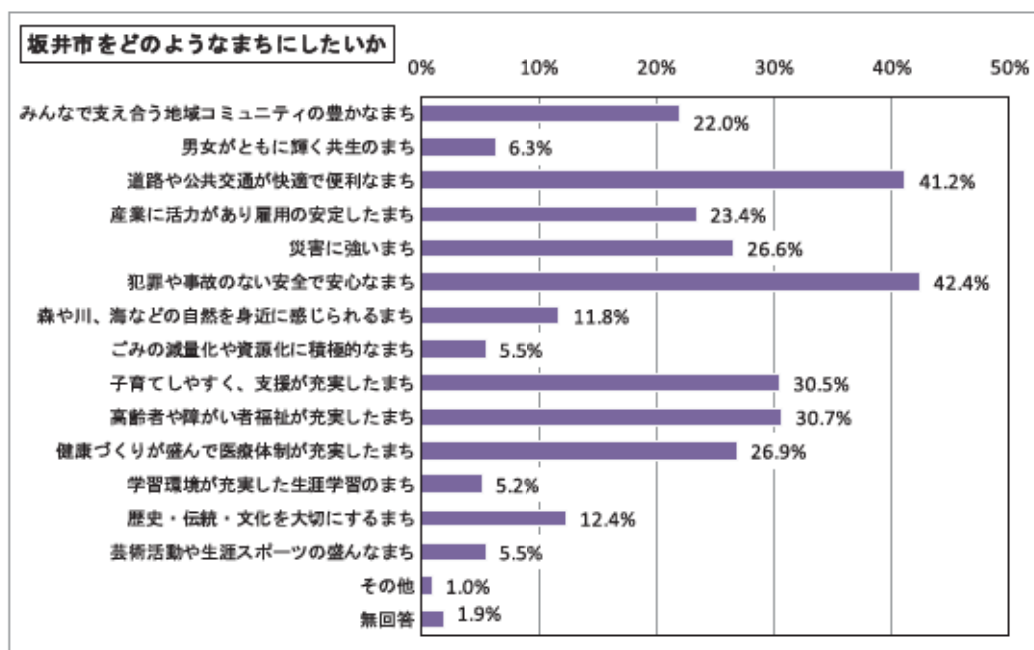
「住みよい」と「まあ住みよい」の回答者に住みよい理由を尋ねたところ（3つまで選択）、「安全・安心なまちだから」が64.2%で最も高く、次いで「買い物が便利だから」が50.1%となっています。



（回答者数 1,530 人）

③坂井市をどのようなまちにしたいか

坂井市をどのようなまちにしたいかを尋ねたところ（3つまで選択）、「犯罪や事故のない安全で安心なまち」が42.4%で最も高く、次いで「道路や公共交通が快適で便利なまち」が41.2%となっています。



（回答者数 1,981 人）

2-4 坂井市総合計画に必要な視点

坂井市が目指すべき将来像やその達成のために必要な基本的施策の方向性を検討し、施策の指針を定めるにあたり、全てにわたって共通して大切にすべき事柄を、3つの視点として整理します。

(1) 坂井市を担う「ひと」を育てる視点

「まちづくりは、ひとづくり」と言われるように、まちの魅力を磨くのも、利便性を高めるのも、互いに助け合って暮らすことも、その主役は「ひと」です。

市民一人ひとりが、地域に対する理解を深め、相互に協力することで、協働のまちづくりをさらに一歩前へ押し進めることが重要です。

そのためには、坂井市の未来を担う次世代が健やかに育つ環境を地域ぐるみで整え、コミュニティとの関わりを通じて坂井市に誇りや愛着をもった担い手を育てる視点が必要です。

(2) 坂井市の「住みよさ」をさらに高める視点

坂井市は、内外から「住みよさ」に定評を得ています。

今後も、人口減少や少子高齢化が進展する中で、新たな情報通信技術の導入や、地域コミュニティの充実、時代に適した支援制度の創設などにより、子どもから高齢者までだれもが安心し「住みよさ」を実感できる坂井市の住環境を実現し、市外からも「住みたい」と思えるまちを目指すとともに、将来にわたって豊かな自然環境や心安らぐ風景を引き継ぐことが重要です。そのためには、人口規模に合わせた持続可能なまちづくりに向けて、坂井市全体の最適化を図る視点が必要です。

(3) 坂井市の「多様性」を活かして発展していく視点

坂井市は、それぞれ固有の歴史と文化を背景に、特徴や個性豊かな地域から成り立っています。各地域のまちづくり協議会では多様なまちの特性を活かした取り組みが重要です。

また、グローバル化や個人の価値観が尊重される社会が進展する中、多様な立場や考えを持った人が力を合わせ、活力を生み出すことで、生き生きと生活できる共生社会を実現することが重要です。

各地域の個性を活かして、魅力を高めることに加え、様々な形で地域間や世代間、コミュニティ間などの交流・連携を促し、まちづくりの知恵や手法を共有することで、相乗効果によって発展していく視点が必要です。

第 2 部 基本構想

第1章 坂井市の将来像

1-1 将来像

輝く未来へ…みんなで創る希望のまち

～ 子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して ～

坂井市総合計画で定めた将来像である「輝く未来へ…みんなで創る希望の都市(まち)～子どもたちの夢を育む故郷(ふるさと)を目指して～」については、人口規模で福井県第2位の都市にふさわしい魅力と活力を創造し、市民と行政の協働により、誇りと愛着をもって暮らせる故郷となることを目指して、将来像として定めました。

これまでの計画期間において、その実現に向けて各施策が実行されており、その成果は、市民満足度調査において「坂井市の住みやすさについて」は、77.2%が「住みよい」と回答されており、坂井市の「住みよさ」や「定住意向」については高い評価として表れています。また、同調査における「これから進めていくまちづくりの方針」については、「市民と行政の協働のまちづくり」が最も重要度が高くなっています。

本格化する人口減少時代においても、市民が「住みよさ」を実感でき、持続可能なまちとなるためには、行政だけでなく、市民をはじめ、まちづくりに関わる多様な主体がともに考え、行動し、地域の価値を高めていくことが重要となります。

今後も各施策を継続するとともに、本市がこれまでに進めてきた協働のまちづくりをさらに発展させ、これからもまちづくりの基本は「ひと」とであるという姿勢のもと、次世代を担う子どもたちの夢を育み、すべての人が個性を発揮できるまちづくりを目指します。このようなことから、第二次坂井市総合計画においても、これまでの将来像の理念を引き継ぎます。

将来像の言葉に込められた意味

「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち」とは

市民一人ひとりが輝く未来へ向かって、市民や行政、まちづくりに関わる多様な主体が協働し、将来にわたって住みたい、住み続けたいと思える「坂井市」を目指すという意味を込めています。

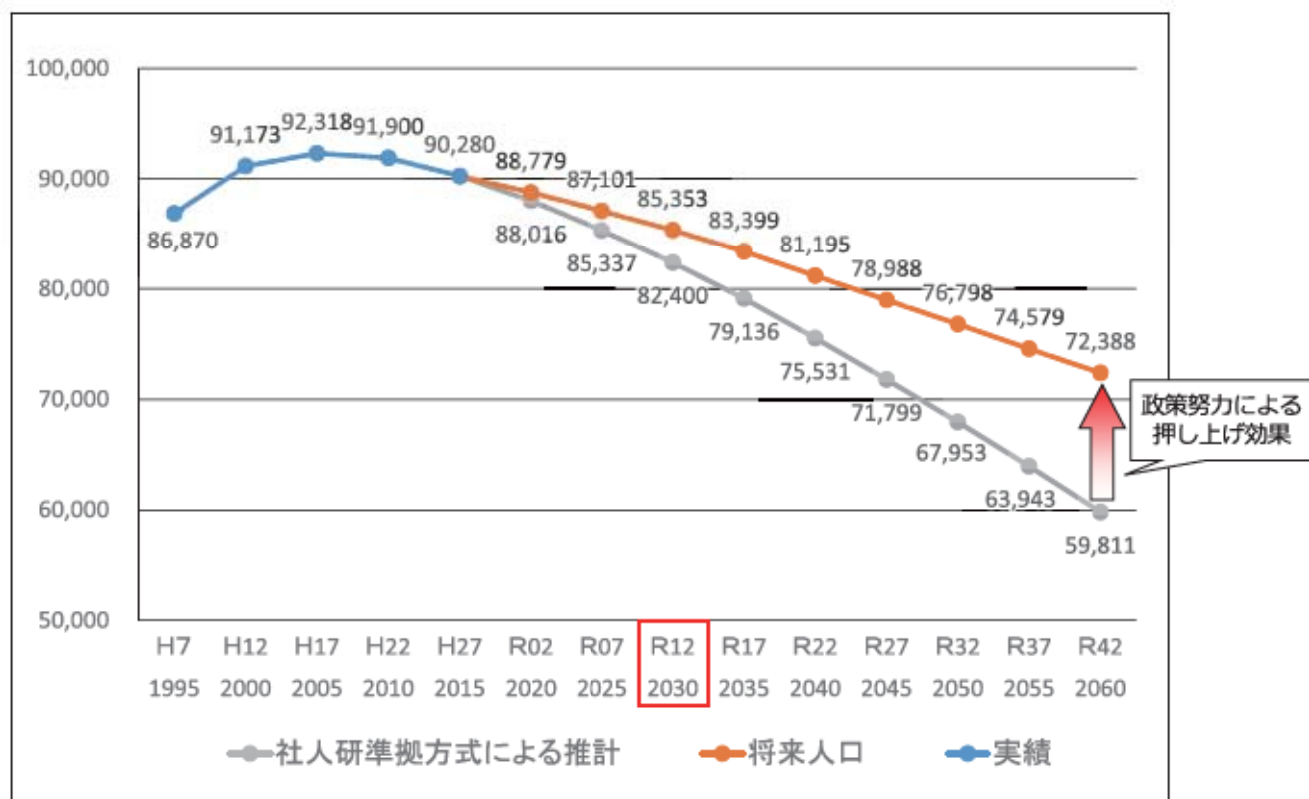
「子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して」とは

将来を担う子どもたちが、夢を抱きながら自信を持って育っていける環境づくりに取り組むことによって、自分たちも「この環境の中で子育てをしたい」という誇りと愛着をもてる“ふるさと”を目指すという意味を込めています。

1-2 将来人口

坂井市の総人口は、平成 17 年（2005 年）の 92,318 人をピークに減少局面に入っています。我が国全体の人口が長期的な減少期にある中、これまでの傾向が今後も続くと想定すると、坂井市の人口は、令和 12 年（2030 年）には 82,400 人と平成 27 年（2015 年）の 90,280 人よりも 7,880 人減少することが予測されます。（国立社会保障人口問題研究所準拠方式）

急激な人口減少を防ぐため、様々な施策を展開することにより、出生数の向上と社会動態のプラスへの転換（転入数＞転出数）を図り、令和 12 年（2030 年）の坂井市の人口規模を 85,353 人程度とすることを目標とします。



総人口の実績の推移及び将来人口 （資料：国勢調査（実績））

【将来人口推計の設定条件】

- ・合計特殊出生率が令和 12 年（2030 年）に 1.8 にまで回復
- ・社会動態に対し年間 100 人の押し上げ効果が継続

第2章 施策の大綱

第二次坂井市総合計画においては、将来像の実現のために6つの施策分野に取り組んでいきます。

また、社会動向などが急激に変化し、各施策分野だけでは解決が困難な課題が発生することも予想されます。そのため、必要に応じて各施策分野を横断し戦略的に取り組みを展開していきます。



2-1 6つの施策について

1 みんなで未来につなぐまちづくり

豊かな自然環境のもとで悠久の歴史を紡いできた坂井市は、地域独自の文化を培い、市民との強い信頼関係のもとに地域固有の協働のまちづくりを展開しています。しかし、人口減少が進み、社会の担い手が不足し、後継者の確保や事業の硬直化が課題となっています。

地方分権が進み、地域間の競争が今後ますます激しくなる中で、地域の個性を活かし、市民のニーズに対応したまちづくりを進めるためには、市民がまちづくりに積極的に参画していくことはもちろん、市民自らが地域への誇りや愛着をもちながら、地域を形成している一人であるという認識をもって活動していくことが重要です。

そのため、市民のニーズに的確に対応したきめ細かな行政サービスを提供するとともに、まちづくりのリーダーとなる人材を養成することで、地域の個性が感じられる魅力ある坂井市を実現することが重要です。また、市民や団体、NPO法人、ボランティアなどとの協働のまちづくりに向けた取り組みを強化することに加え、民間企業や教育機関など多様な主体と連携し、強みと弱みを補完し合うことで、人口減少社会においても持続可能なまちづくりに取り組みます。さらに、誰もが輝くことができる社会の実現を目指し、男女共同参画社会の実現や多文化共生に向けた取り組みを推進します。

2 互いに思いやり支え合うまちづくり

急速な少子高齢化の進展やめまぐるしく変化する社会情勢、疾病構造の変化などにより、住民福祉を取り巻く課題は多様化、複雑化しており、包括的な支援や市民が「我が事」として主体的に支え合う関係が必要です。また、本市の子育て環境は高い水準にあると評価されている一方で、核家族化や共働き家庭の増加などに伴い、住民ニーズは複雑化、多様化しています。

これまで以上に地域や行政、専門機関などが連携を強め、誰もが健康で安心して自分らしく生き生きと暮らせる地域社会を実現していくことが求められています。

そのため、様々な社会保障制度を整えるとともに、社会的自立や経済的自立に向け、個々のもつ力を活かしながら活躍できるよう支援し、住み慣れた地域で互いに思いやり支え合いながら安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。また、若い世代が家庭をもち、子育てに夢をもてる地域の実現に向けて、子どもを安心して産み、育てられる環境づくりへの支援体制や育児環境の充実など、地域や民間企業などと連携し、総合的な住民福祉の向上に努めます。

3 学ぶ意欲を支えるまちづくり

人口減少と少子高齢化が進展するとともに、子どもたちを取り巻く環境が急激に変化している中、次世代を担う青少年の健全な育成は重要な課題となっています。

坂井市が将来にわたって、夢と希望に満ち、光輝いていくためには、人づくりが何よりも重要であり、坂井市の未来は地域を担う子どもたちに委ねられています。また、市民一人ひとりが郷土に愛着をもち、すべての人が生きがいをもって暮らせることが重要です。

そのため、学校や家庭だけでなく地域社会全体で人づくりを担う重要性を認識し、感情豊かな人格形成の支援、グローバル化や情報化の進展に対応できる健やかで自立心をもった人材の育成など、子どもたちの夢と希望を育むことができる教育環境の整備に取り組みます。また、生涯学習や生涯スポーツの推進に取り組むとともに、地域固有の歴史や伝統文化、芸術などに関する知識を深め、それらを守り育てる心の醸成に取り組み、次世代に引き継ぎます。

4 自然と共生できるまちづくり

人類の産業活動の拡大に伴い、地球環境を取り巻く様々な問題が発生しその対応が課題となっています。

地球温暖化防止や生物多様性に向けた取り組みなど、地球規模の環境問題に対応するため、自然と共生する持続可能な社会の構築に向けた取り組みを進めることが重要となっています。また、四季折々に変化する地域固有の大自然や歴史文化が築き上げた伝統的な街並みは、坂井市が誇る美しい故郷の景観であり、次世代に引き継ぐことが重要です。

そのため、里地・里山などの身近な環境保全に努めるほか、市民と協力して3R（※11）の推進や廃棄物の適正処理を進めるなど、市民一人ひとりが環境問題を正しく理解し、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、持続可能な循環型社会の構築と環境について自ら考え行動できる人づくりの推進に取り組みます。また、美しい海や山、川、田園など自然景観をはじめ、地域固有の歴史や文化に育まれた街並みの保全、さらに、誇りと愛着をもって暮らすことのできる故郷の創生に向けて、市民とともに取り組みます。

5 地域資源を活かし活力に満ちたまちづくり

坂井市は、広大な農地が培う県下有数の穀倉地帯として農業が盛んであるとともに、水産業や畜産業、林業などの第1次産業が根付いています。また、テクノポート福井やソフトパークふくいをはじめとして多くの企業や事業所が立地する産業都市であることに加え、一般国道8号や主要地方道などの交通の利便性から商業施設が集積しています。さらに、日本有数の景勝地である「東尋坊」や日本遺産に認定された「三国湊」、現存12天守の一つである「丸岡城」、文化と科学の複合文化施設ゾーンである「文化の森」、農業を通じた交流を行う「ゆりの里公園」や「いねす」など、個性的で多様な地域資源を有しており、毎年多くの人が訪れています。

一方で、人口減少の進展によって地域経済への影響が懸念されるなか、足腰の強い産業基盤を構築することが重要です。

そのため、農林水産業の振興に向けて、生産物の付加価値の向上や担い手の育成・確保などに取り組みます。また、商工業の発展に向けて、地域に根差した商業の振興や基幹産業の強化、新規創業の支援、雇用環境の充実などに取り組みます。観光業の振興に向けては、本市の誇る地域資源にさらに磨きをかけ、周辺自治体との連携を強化し、国内外からの誘客による交流人口の拡大を図ります。

6 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

全国各地で地震や台風、集中豪雨などによる災害や、子どもや女性、高齢者が巻き込まれる犯罪が発生するなど、社会的不安が広がっています。また、高齢化の進展による移動手段の確保や空き家や空き地の増加などの課題が生じています。

自分のまちに誇りをもち、誰もが安心して快適に暮らすためには、安全で健全な生活が保障され、精神的にも落ち着いて生活できる環境づくりや都市基盤整備が必要です。

そのため、市民が安心して安全に暮らせるよう、地震や豪雨、豪雪などの災害に強いまちづくりの推進や、防犯体制や交通安全の強化、公共交通ネットワークの充実と利便性の向上に取り組みます。また、地域と連携し、空き家や空き地の発生抑制、適正管理の徹底を図るとともに、魅力的なまちづくりへの有効活用に取り組むことや、身近な生活道路や公園・緑地の整備など潤いのある都市空間の充実を図ります。さらに、快適な暮らしの実現に向けて高度情報化社会に対応した情報通信体系の整備に取り組み、市民が有効活用でできるだけでなく、情報格差を減らす環境づくりを推進します。

2 - 2 時代の変化に対応した各施策分野の連携

(1) 最適な組織体制の構築

多様な政策課題に対応するため、市役所内における部局を横断した体制づくりなど、最適な組織体制の構築に取り組みます。また、社会経済情勢の変化によって行政だけでは解決できない課題が顕在化するなか、公・民・学など、まちづくりに関わる多様な主体と連携し、実効性をもった組織体制の構築に取り組みます。

(2) 効率的で効果的な行財政運営

限られた財源を有効活用し、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、事業の検証・改善を適切に実施し、人口減少社会に適した効率的で効果的な行財政の運営に取り組みます。また、寄附市民参画制度の活用等、財源の確保に努めます。

(3) 官民が保有する社会資本のさらなる利活用

各政策分野の取り組みを連携して推進するため、行政財産の柔軟な活用の検討など、公有資産が最大限効果を発揮できるよう取り組みます。また、民間が保有する空き家や空き地の利活用を通じた地域の活性化など、官民が連携した社会資本の有効活用に取り組みます。

第3章 地域づくりの基本方針

これまで本市では、きらめく日本海や美しい海岸線、四季折々の移ろいを感じる山林や田園風景など、豊かな自然環境や地域資源、そして、個性の異なる地域の特性を活かしたまちづくりを展開してきました。今後、人口減少社会における持続可能な都市構造を実現するためには、これまでの取り組みを継承しつつ、拠点となる地域や多様な都市施設のネットワークを強化し、坂井市全体の都市の利便性や魅力を向上させることが必要となります。

このため、将来像の実現に向けて、ネットワークの充実した、個性あふれる豊かなまちづくりを進めていきます。

●地域の個性を磨くまちづくり

坂井市は、生活や産業、文化の中心となる個性豊かな地域が存在しています。それぞれの個性と地域資源を磨き、自然環境と調和のとれた美しい都市の形成に向けて、市民の日常生活環境やコミュニティ活動の場の充実に加え、地域の特性にあった賑わいの創出を図るまちづくりを展開していきます。

■農地と住環境が調和した彩り豊かな地域

県下有数の穀倉地帯がもたらす豊かな自然の恵みと心地よい住環境が調和した、癒しと潤いのあるライフスタイルが実現できるまちづくりを推進します。

■歴史と文化が息づく地域

北前船交易で繁栄した「三国湊」や現存12天守の一つである「丸岡城」の歴史や文化を大切に、誰もが誇りをもって住み続けられる質の高い生活空間の形成や賑わいの創出に取り組むことによって、地域の歴史や文化を活かしたまちづくりを推進します。

■自然と共生し魅力が活きる地域

青い日本海や越前加賀海岸国定公園に含まれる東尋坊や雄島など風光明媚な海岸線、竹田川の清流に育まれた森林など、豊かな自然環境を活かし魅力を創出するまちづくりを推進します。

■活発な商業と住環境の織り成す地域

一般国道8号や主要地方道福井金津線（嶺北縦貫線）、JR北陸本線など南北に走る交通網を中心に商業施設が集積し、県内有数の文化・教育に関する施設も整備されていることから、居住環境をさらに充実させ、活気に満ちたまちづくりを推進します。

■福井臨海工業地帯を拠点とした活力ある地域

福井臨海工業地帯（テクノポート福井）を拠点に、産業の振興や企業誘致等を図り、地域産業の充実による活力あるまちづくりを推進します。

●ネットワークの充実したまちづくり

坂井市内の個性豊かな各地域の魅力を高めるとともに、それらを連絡する道路網と公共交通のネットワークを充実させることにより、目的に応じた様々な組み合わせで連携して総合的な都市力を発揮することを目指します。

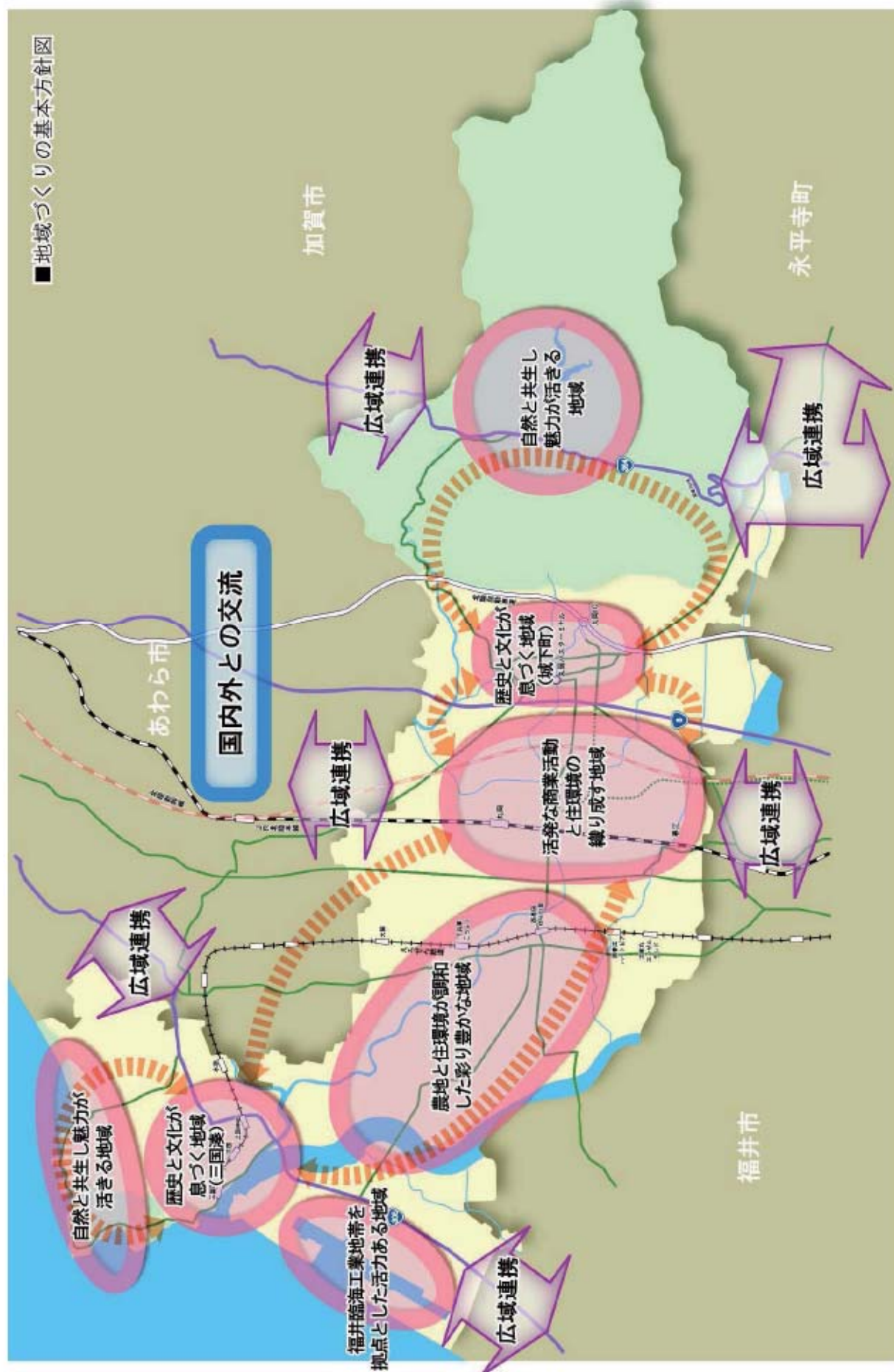
■市内のネットワークの充実

幹線道路網、公共交通ネットワークを充実させるとともに、市内の人のつながりを深めることで、地域コミュニティの強化と坂井市全体の連帯感を一層醸成します。

■市外とのネットワークの充実

北陸新幹線福井・敦賀開業など高速交通体系の進展に対応するとともに、周辺都市との広域的な連携を強化し、市民の利便性向上や国内外からの交流人口の拡大を図ります。

■地域づくりの基本方針図



第3部 基本計画

第1章 みんなで未来につなぐまちづくり

1-1 誰もが暮らしやすい共生社会の推進

現状と課題

全ての人が幸福に生きることができる社会の実現に向け、これまで人権教育や啓発、保護の取り組みが進められてきました。また、近年のグローバル化の進展により、異なる文化や多様な価値観など、互いの違いを認め合い、一人ひとりの人権が尊重され、共生による新たな関係性を創造する社会の実現が求められています。

本市においても、これまで人権に関する様々な啓発活動や教育などに取り組んでいます。また、平成24年（2012年）に「男女共同参画都市」を宣言し、積極的にその推進に取り組んできました。

一方で、社会的身分、人種、民族、信条、性別、障がいなどを事由とする差別に加え、子どもや高齢者への虐待、配偶者やパートナーからの暴力、いじめ、インターネットによる人権侵害、犯罪被害者やLGBT（※12）などの性的マイノリティに対する支援の必要性など新たな課題が生じており、その解消に向けた取り組みを一層進めていくとともに、社会的包摂（※13）をあらゆる分野において推進する必要があります。現在、人権擁護委員による人権に関する相談を行っています。市民のプライバシー意識の高まりの中で、複雑かつ多様化する相談への適切な対応が求められています。

また、本市における女性の就業率及び共働き率は高く、職場や地域などあらゆる分野で女性が活躍する場が多く見られていますが、性別による固定的な役割分担意識が依然として残っており、男女が自らの意志に基づき、個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会づくりのための環境の整備が必要となっています。

家庭・地域・職場など社会のあらゆる分野において、全ての人が互いの違いを認め多様性を尊重し合い、誰もが生き生きと暮らし、活躍できる共生社会の実現に向けた取り組みの推進が求められています。

方針

方針1 誰もが生き生きと暮らせる社会づくりの推進

方針2 あらゆる分野での男女共同参画とダイバーシティ（多様性の尊重）の推進



基本施策

(1) 誰もが生き生きと暮らせる社会づくりの推進

- 市民一人ひとりの個性と多様性が尊重され、誰もが生き生きと暮らし、活躍できる社会づくりを目指します。
- さまざまな人権問題の解消に向け、あらゆる機会を通じて、啓発活動や教育を行うとともに、国や県、関係自治体、団体などとの緊密な連携・協力を図りながら、実効性のある施策の推進に努めます。
- DVやセクシュアル・ハラスメントなどの暴力の防止と被害者の状況に応じた支援を行うため、相談体制の充実や、庁内における連携体制の構築に取り組みます。

(2) あらゆる分野での男女共同参画とダイバーシティ（多様性の尊重）の推進

- 社会情勢や市民意識の変化に対応するため、「坂井市男女共同参画推進計画」を改定し、男女が個性や能力を十分に発揮できるとともに、多様性と活気にあふれた社会の実現に向けた取り組みを推進します。
- 男女が家事・育児・介護などをともに担う社会の実現に向けて、地域や学校などでの啓発と普及に努めます。
- 男女共同参画の活動拠点の充実を図り、市民団体等に対する包括的な取り組みの推進と活動への支援を行います。
- 職場や地域社会など様々な分野において、女性参画の拡大やダイバーシティの実現に向けた取り組みを推進します。
- 行政、民間が連携して、働き方改革の機運を醸成するとともに、職場におけるワーク・ライフ・バランスを推進する企業の拡大に努めます。

1-2 多様な主体と連携した協働のまちづくりの推進

現状と課題

本市では、市民と行政によるパートナーシップの関係性を強めながら坂井市版の協働のまちづくりの形を模索する中、平成19年（2007年）から20年（2008年）にかけて市内全23地区にまちづくり協議会が設立され、防災、福祉、環境など様々な分野における地域課題の解決に向けた地域住民の自主的・自立的な活動が取り組まれています。まちづくり協議会設立後、住民自治のあり方を見つめ直し、市のまちづくりにおける理念と基本原則及び市民と行政の役割と責任を明らかにするため、平成24年（2012年）に「坂井市まちづくり基本条例」を定めました。社会教育・生涯学習の拠点として設置されていた「公民館」については、平成27年（2015年）からまちづくりの拠点・交流促進の機能を加えた「コミュニティセンター」に移行し、地域コミュニティの活性化と社会教育の推進体制の強化に取り組んでいます。

また、住みよい地域づくり、協働のまちづくりを目指すため、広報紙やホームページ、行政チャンネルなどの情報発信ツールを活用し、広報に努めています。ホームページでは多くの方に閲覧してもらえよう、総務省が策定した「みんなの公共サイト運用モデル」に基づき、行政情報の積極的な発信・提供に努めています。

しかし、地域の人口減少や高齢化の一層の進展等により、協働のまちづくりの推進に必要な地域コミュニティの担い手となる人材が硬直化・減少しています。

行政が発信する情報により身近に触れてもらい、確実に市民に届けていくことが求められており、そのためには、発信の方法や見せ方、伝え方などを絶えず工夫していく必要があります。

魅力と活力あるまちを実現するため、担い手の確保とともに、市民と行政は自治の主体として役割と責任を自覚し、共に考え、共に行動する体制が求められています。

方 針

方針1 地域の特性を活かした協働のまちづくりの推進

方針2 広報広聴など市民との対話の充実



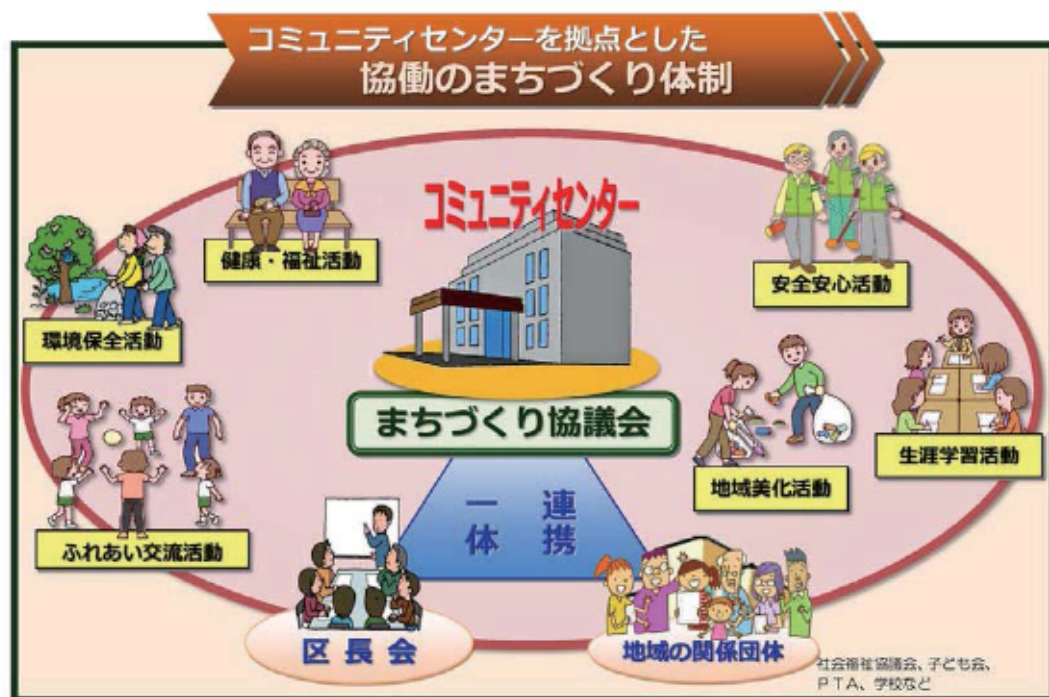
基本施策

(1) 地域の特性を活かした協働のまちづくりの推進

- 暮らしやすさと地域の活性化を目指し、市民と行政が役割を分担して連携・協力し合いながら、それぞれの地域特性を活かし、自立した持続可能な地域づくりを推進します。
- 行政、民間、教育機関が連携して、市民の自主性・自立性を尊重した活動への支援と、市民誰もが参画できるまちづくり体制を推進します。
- NPO法人やボランティア団体等と協力して、地域を担う幅広い年代の人材発掘・育成を推進するとともに、多様な活躍の機会を創出し地域活性化を図ります。
- まちづくり協議会と自治会が連携し、地域の課題について住民が主体的に対策を考え、実践できるよう、コミュニティセンターを中心としたまちづくりを推進します。
- コミュニティセンターは、人と人が交流し、つながりを深める場として、子どもから高齢者まで誰もが気軽に集える快適な空間の創出に努めます。
- コミュニティセンターで行う講座については、地域づくりと社会教育を一体的に推進するため、地域性、課題性、教養性、外部連携を意識した企画運営を行います。

(2) 広報広聴など市民との対話の充実

- 市民の市政への理解が深まるよう、広報紙・ホームページ・行政チャンネルなど、それぞれの特性を活かした、見やすく分かりやすい情報発信に努めます。
- 市民と意見交換を行う市政懇談会の開催、行政相談委員による市民からの相談への対応、ホームページによる各種問い合わせへの対応などを行い、併せて社会的少数者などの意見にも傾聴し、地域課題の迅速かつ積極的な把握に努めます。



1 - 3 国際・都市間交流の推進

現状と課題

我が国においては、労働力不足と出入国管理及び難民認定法の施行等に伴い、外国人住民の増加が予想されており、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくような多文化共生の地域づくりが求められています。

令和3年（2021年）に交流30周年を迎える英国カーディフ市との国際教育交流は、その歴史と充実した事業内容から、本市が全国に誇る国際交流事業であり、国際的な人材育成と地域の国際化につながっています。また、平成25年（2013年）には中国浙江省嘉興市と友好都市協定を結びました。

近年、本市を訪れる外国人観光客は増加傾向にあり、市の在留外国人数もベトナム、中国などからの技能実習生を中心に徐々に増えています。外国籍の市民等への適切で分かりやすい行政サービスの提供が必要となっています。

また、都市間交流においては、姉妹都市である宮崎県延岡市と交流使節団の相互派遣、招へい、児童交流を実施するとともに、令和元年に連携協定を締結した東京都品川区とは、戸越銀座商店街への坂井市アンテナショップの出店や区民の本市訪問など、共に濃密かつ効果的な関係を築いています。

今後は、交流を一層発展させ、都市相互の経済的な結びつきの強化と持続的に人が行き交う仕組みづくりを進めるとともに、活動を通じた地域活性化に加え、市民がふるさとの魅力を再発見し、シビックプライド（郷土への誇り意識）の醸成につなげることが大切です。

方 針

方針1 国際交流を通じたグローバル人材の育成と多文化共生意識の醸成

方針2 都市間交流を通じた地域の活性化とシビックプライドの醸成



基本施策

(1) 国際交流を通じたグローバル人材の育成と多文化共生意識の醸成

- 英国カーディフ市等との国際交流を一層推進し、グローバルな視野をもつ国際的な人材育成と地域の国際化を進めます。
- 地元企業との連携に加え、これまで構築したネットワークを活かし、将来、国際的な就労を希望する生徒等に対して研修等を実施します。
- 各種団体等と連携し、市民主導の国際交流を支援し、国際的な文化交流や相互理解を促進します。
- 関係機関等と連携し、外国籍の市民等の利便性向上に取り組み、同じ地域に暮らす市民として、相互理解を育み、多文化共生社会への理解を進めます。

(2) 都市間交流を通じた地域の活性化とシビックプライドの醸成

- 姉妹都市（宮崎県延岡市）や連携協定都市（東京都品川区）をはじめとする他の自治体との交流を一層進め、経済の活性化や関係人口の増加など共存共栄できる関係を築くとともに、シビックプライドの醸成を図ります。
- ふくい嶺北連携中枢都市圏における周辺市町との連携を強化することにより、活力ある地域づくりを図ります。



品川区との交流事業



国際交流事業

1-4 関係人口の拡大と住みよさの実感

現状と課題

地方における人口減少の要因は人口の流出と出生率の低下にあります。このような中、移住による「定住人口」に加え、観光による「交流人口」や地域との多様な関わりによる「関係人口」からの人材が、地域課題の解決に取り組む主役やパートナーとなることが期待されています。

本市は、豊かな自然や食に恵まれるとともに、居住水準が高いことなどから、住みよさにおいて高い評価を得ていますが、都市の魅力と知名度の一層の向上を図るため良好な環境の整備を進めるとともに、積極的な情報発信によるシティセールスの強化に取り組んでいます。また、青少年のふるさとへの愛着の醸成に取り組むことによって、将来の定住を促進することに加え、都会での移住相談会などを通じたU I J ターンの促進を図っています。

一方で、若い世代の都市部への流出には歯止めがかかっておらず、見通しを上回る人口減少の進展によって、労働力や担い手の不足を招くなど地域社会への影響が顕在化しつつあります。

そのため、人口減少時代に対応した地域社会の構築に向けて、次世代の担い手を育成するとともに、地域課題の解決に取り組む「関係人口」を創出・拡大することが重要となっています。また、市民が誇りと愛着をもてる地域づくりを進める必要があります。さらに、若い世代の定住促進に向けて、魅力的で多様な就労機会を創出するとともに、結婚・出産・子育ての希望がかなう環境を充実させ、住んでいて幸せと思えるまちであることが重要です。転出者や移住検討者など都市住民に向けては、本市の魅力を積極的に発信し、住みたくなるきっかけづくりに取り組む必要があります。

方 針

- 方針1 次世代の担い手育成と関係人口の拡大
- 方針2 魅力ある地域づくりの推進
- 方針3 住みよさを高める環境の整備
- 方針4 坂井市に住みたくなる魅力を全国に発信



基本施策

(1) 次世代の担い手育成と関係人口の拡大

- 将来の定住やUターンの促進に向けて、学校や企業等と連携し、子どもや若者のシビックプライドの醸成に取り組むとともに、学ぶ場所や働く場所の充実を図ります。
- 地域社会を支える新たな担い手の確保に向けて、市内外の若者や都市部の人材を中心に、地域住民と多様に関わる機会の創出や拡大を図ります。

(2) 魅力ある地域づくりの推進

- 住みたいまちとしての坂井市の価値を高めるため、関係する団体と協働して、地域資源にさらに磨きをかけ、魅力向上を図ります。
- 誰もが暮らしやすく、住み続けたいまちの実現に向けて、地域コミュニティの充実を図ります。
- 移住者が良好な住環境を体感できるよう、空き家をはじめとした低・未利用な地域資源の活用を図ります。

(3) 住みよさを高める環境の整備

- 若い世代が希望する職場で働けるよう就労機会の創出や創業支援に取り組みます。
- 結婚や子育てに関する若者への意識啓発や、男女の出会いのきっかけとなる場を創出します。
- 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援を行うとともに、地域や関係機関との連携の強化や経済的な負担軽減等を図り、新しい家族を持つことに希望のもてる地域の実現を目指します。
- 子育て世代がやりがいをもって生き生きと働くことができるよう、仕事と家庭が両立できる労働環境づくりを支援します。

(4) 坂井市に住みたくなる魅力を全国に発信

- 首都圏等へ恒常的に「住みよいまち坂井市」の魅力を情報発信できる体制づくりに努めるとともに、市外からも選ばれるまちを目指し、シティセールスの強化に取り組みます。
- SNSや出向宣伝など様々な手段を活用し、市内外へ本市の魅力を発信することで、知名度向上と交流人口や定住人口の増加を図ります。

1 - 5 効率的な行財政運営の推進

現状と課題

急速な人口減少・少子高齢化の進行により社会経済が縮小し、労働力・税収等が減少する一方、高齢者の医療や介護に係る扶助費等の増大が見込まれる中、行政サービスの低下や都市機能の維持困難などを招くことのないよう、健全で効率的な行財政運営が必要不可欠となっています。また、住民ニーズの複雑化・多様化や公共施設の維持管理費の増大等の諸問題の解決に取り組むことも重要です。

これまで、事務事業評価の実施などを通じて、市民の意見を頂きながら行政運営を推進するとともに、予算配分の重点化、歳入を確保するための対策の強化など財政改革にも取り組んできました。

今後、より一層の効率的な行財政運営を進めるため、ICT(※9)・AI(※6)技術の適正かつ積極的な導入による事務の効率化や、時代の変化に対応するための職員の意識改革など、個々の質を高める改革が必要となっています。

方針

- 方針1 効率的な組織体制・人員配置の構築
- 方針2 安定した財源確保と持続可能な財政運営
- 方針3 公共施設の適正なマネジメント



基本施策

(1) 効率的な組織体制・人員配置の構築

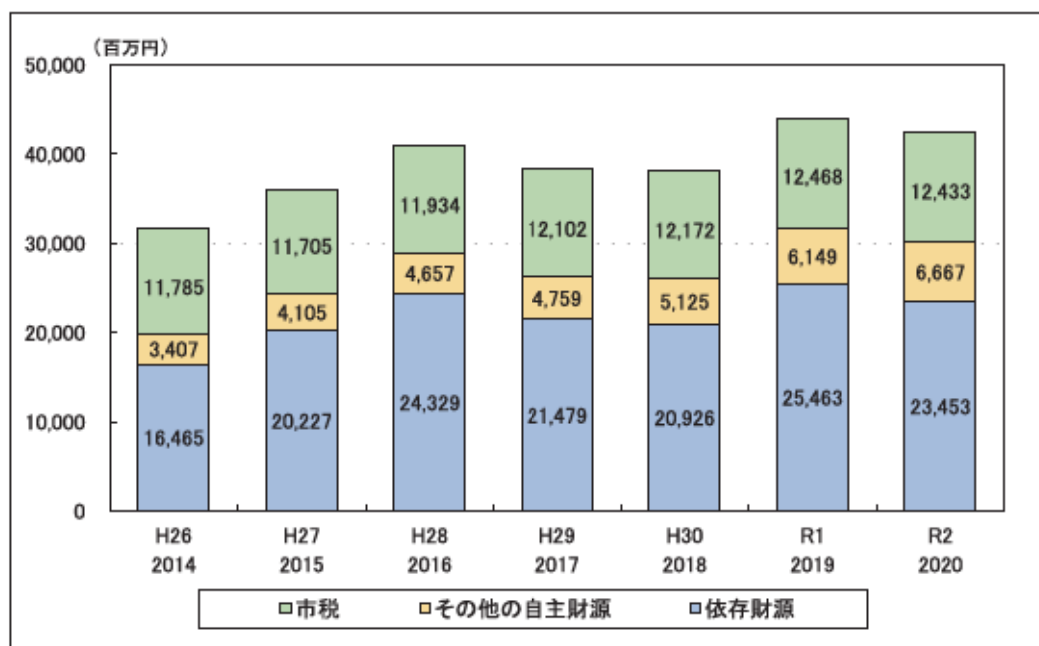
- 定員適正化計画に基づき、職員の適正な人員配置などに取り組みます。
- 人事評価制度の適切な運用により更なる職員の意識・意欲の高揚を図ります。
- 研修や自主研究を通じて職員のスキルアップに努めます。
- 職員数の削減を見込むなか、ICT・AI技術の活用を適正に進め、事務作業の効率化を図ります。

(2) 安定した財源確保と持続可能な財政運営

- 行政評価・政策評価システムを継続的に運用し、評価結果を施策、予算などに反映します。
- 税の申告から納税までの一連の手順を電子化することや新たな納付チャネルの導入を図ります。
- 寄附金等の新たな財源の確保を図り、持続可能な財政運営に努めます。

(3) 公共施設の適正なマネジメント

- 中長期的な維持管理・更新等に係るコストを見直し、適正な施設運営を図ります。



自主・依存財源の推移

(資料：財政課)

第2章 互いに思いやり支え合うまちづくり

2-1 地域福祉の充実

現状と課題

平成30年（2018年）に施行された改正社会福祉法では、「地域共生社会」に向けた地域福祉推進の理念と、この理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

本市においては、平成26年（2014年）策定の第2次坂井市福祉保健総合計画に基づき「みんなで支え合う誰もが笑顔で暮らせるまちづくり」の実現に向け施策を推進してきました。

また、市内の福祉に関する相談支援体制は、市民福祉部各課の窓口のほか、高齢者分野では地域包括支援センター、障がい者分野では基幹相談支援センター、生活困窮者支援では自立相談支援機関など、制度・分野ごとに整備されています。

しかし、高齢の親が、「ひきこもり」などにより自立できない50代の子を支え困窮する「8050問題」や、介護と育児を同時に担う「ダブルケア問題」、認知症の人が認知症の人を看護する「認認介護」など分野を超えた関係機関の連携が必要な場合や、社会的孤立による「ごみ屋敷問題」、障がいの疑いがあるものの手帳申請に至らない場合など、制度の狭間の相談ケースが増加しています。さらには、互いが支え合い共生していくために必要不可欠な地域住民のつながりの希薄化が進んでいることから、地域における包括的な支援体制の構築が必要となっています。

そのため、地域共生社会の実現に向け、地域でお互いを支え合う意識の理解や関係づくりなど、住民主体で自助・互助に基づいた取り組みも重要となっています。

方 針

- 方針1 安心して暮らせる地域共生社会づくりの推進
- 方針2 地域主体で取り組む地域福祉推進体制の充実
- 方針3 多機関の協働による包括的支援体制の構築



基本施策

(1) 安心して暮らせる地域共生社会づくりの推進

- 福祉教育の強化を図り、子どもから高齢者、障がいのある人など多種多様な主体の参加と連携による支え合いの仕組みづくりを推進します。
- 単身高齢者、ひきこもりなどの社会的孤立や虐待など、支援を必要とする人に気づき、支える仕組みづくりに取り組みます。
- 子どもや高齢者、障がいのある人など支援を必要とする人に対し、自然災害など緊急時に地域で支え合う体制づくりの強化を図ります。

(2) 地域主体で取り組む地域福祉推進体制の充実

- 高齢者や障がいのある人に配慮したバリアフリー化をはじめ、安全で快適なまちづくりを推進します。
- 地域の中で支える側となる担い手の人材確保と育成を図ります。
- 保健・医療・福祉の連携により、課題を抱えた住民に包括的に対応できる相談支援体制の整備と充実を図ります。
- 社会参画を促すため様々な情報発信や交流活動を推進し、自助・互助により課題解決に取り組める地域内での関係構築の強化を図ります。

(3) 多機関の協働による包括的支援体制の構築

- 「8050問題」や「ダブルケア問題」をはじめ複合化・複雑化した課題等に寄り添い、的確に対応するため、各制度の相談支援機関の連携による包括的・総合的な相談支援体制を構築します。



民生委員・児童委員活動

2-2 児童福祉の充実

現状と課題

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育てについて相談できる人が身近にいないと感じる保護者の不安感や孤立感が高まっています。また、男性の育児への参画が進まない状況下で女性の社会進出や就労形態の多様化が進み、時間に追われ、ゆとりある子育てが難しい状況が見られ、家庭における教育力の低下や育児放棄、さらには乳幼児や児童に対する虐待などにつながりかねないことも不安視されています。

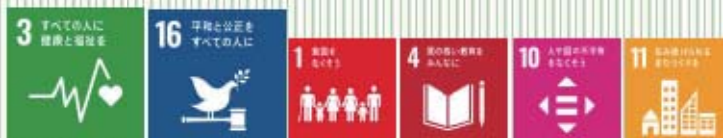
このため本市では、子育て支援センター等で保護者同士の交流や情報交換をしながら、子どもの遊びの場を提供するとともに、延長保育、一時預かり、病児病後児保育、放課後児童クラブなどで子育てと仕事の両立支援につながる事業を実施し、安心して子どもを産み育てられる子育て環境の充実に取り組んでいます。また、子どもの健康を守るとともに、子育てにかかる経済的な負担の軽減を図るため、子ども医療費の助成や多子世帯への子育てすくすく商品券の交付などを行い、子育て世代を支援しています。

一方で、乳・幼児期は、人間形成の基礎を培う大切な時期であり、遊びや自然とのふれあいを通して、集団行動・生活などに必要な習慣や対応する能力を養うために、子どもたちが心身ともに健やかにたくましく育つ環境づくりが、家庭はもとより地域社会においても重要な課題です。

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、子どもの貧困や児童虐待などが深刻な社会問題となっています。子育て支援施策の重要性は非常に高く、すべての家庭を対象とする総合的できめ細かな支援策の一層の充実が必要となっています。

方 針

- 方針1 幼児教育及び保育環境の充実
- 方針2 安心できる子育て支援の充実
- 方針3 子育て相談及び支援体制の充実



基本施策

(1) 幼児教育及び保育環境の充実

- 豊かな心と体を育むため、遊びや体験を通じた質の高い就学前教育・保育に取り組みます。
- 子どもの育ちと学びの連続性を確保するため、保育園、幼稚園、認定こども園が小学校と連携し、円滑な移行に取り組みます。
- 幼児教育において育みたい資質・能力を育てることができるよう、保育教諭や保育士の確保と育成に努めます。
- 保育施設等を長期間快適に使用できるよう維持・改修に取り組むとともに、多様化するニーズに対応した保育環境の確保に努めます。

(2) 安心できる子育て支援の充実

- 保育ニーズに応じた事業を継続するとともに、サービスの更なる充実に取り組みます。
- 特別な支援が必要な子どもに対して、個々に対応したきめ細かな支援に取り組みます。
- 放課後児童クラブ利用の需要が増加するなか、子どもたちが安心して過ごせる場所となるように、指導員の資質向上と施設環境の充実に努めます。
- 子どもの安全確保のための啓発活動や見守り活動など、子どもたちが健やかに育つ環境づくりに努めます。

(3) 子育て相談及び支援体制の充実

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をするために、子育て世代包括支援センターの体制を強化し、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携した支援を推進します。
- 児童虐待の防止のために関係機関との情報共有や連携強化を図り、相談体制の充実や早期発見、早期対応に取り組みます。
- 子どもが安心して医療を受けることができる環境の実現に向け、子育て世代の医療費負担緩和に取り組みます。
- 特有の課題を抱える子どもを含め、様々な子どもたちに対する地域における居場所づくりを支援し、交流拠点の充実に取り組みます。
- 子どもの貧困に対する実態を把握し、関係機関と連携しながら、経済的支援や就労支援、教育支援、生活支援など、子どもの貧困対策に取り組みます。

2 - 3 高齢者福祉の充実

現状と課題

我が国は世界一の高齢化社会を迎えており、地域社会においては高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増、介護職員の人材不足等が課題となっています。また、今後も長寿化が進み人生 100 年時代が到来すると予測され、生き方や働き方など多様な人生設計に対応する必要もあります。

本市においては、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、一体的な支援を提供するための体制づくりを進めてきました。平成 28 年度（2016 年度）には地域包括ケアシステムの構築を目指して、基幹型地域包括支援センターを 1 か所、日常生活圏域毎の地域包括支援センターを 4 か所設置し、地域の身近なところでより専門的な相談や対応ができる体制を強化しました。

しかし、高齢化が一層進む現状において、社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営んでいくためには、介護給付サービスの充実を図るとともに、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援をこれまで以上に充実していくことが重要です。

また、高齢者がサービスの受け手となるだけでなく、高齢者自身がサービスの担い手として地域住民等の生活を支える活動に参加することで、自身の介護予防の促進につなげていく必要があります。

方 針

- 方針1 身近で取り組みやすい介護予防の充実
- 方針2 多様な主体との連携による包括的支援体制の充実
- 方針3 高齢者の居場所づくりと社会参加の推進



基本施策

(1) 身近で取り組みやすい介護予防の充実

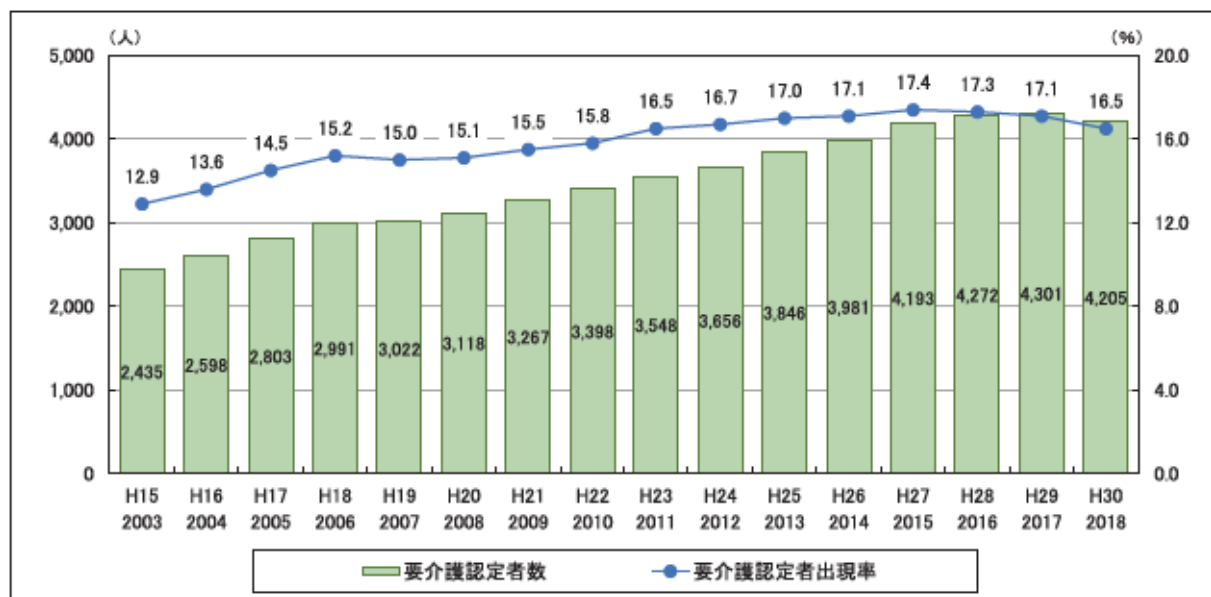
- 介護予防に取り組む意識づけと行動につながるように、事業内容の充実と普及啓発を進めます。
- 高齢者が身近な場所で継続的に運動機能向上や認知症予防に取り組めるよう環境を整備します。

(2) 多様な主体との連携による包括的支援体制の充実

- 地域包括支援センターを拠点に、相談支援体制の充実を図ります。
- 地域や関係機関等と連携し、課題解決に向けた取り組みや多職種で支える体制づくりを進め在宅ケアを推進します。
- 高齢者への虐待防止や権利擁護の取り組みと成年後見制度の普及啓発を進めます。
- 認知症に関する知識の普及啓発と地域全体で支える見守りネットワークの構築を進めます。

(3) 高齢者の居場所づくりと社会参加の推進

- 高齢者が生き生きとした生活を送ることができるよう、老人クラブや高齢者同士の交流、生涯スポーツ活動、就労機会の確保等の支援を行います。
- 関係機関と連携し、高齢者が利用しやすい施設整備や移動手段の充実に努め社会参加を推進します。
- サロン活動など高齢者の身近な居場所づくりの充実を推進し、高齢者同士の助け合いや高齢者が支える側として活動できるよう支援します。



要介護認定者数および要介護認定者出現率の推移

(資料：坂井地区広域連合)

2-4 障がい者福祉の充実

現状と課題

障害者権利条約では、障がいは個人の心身機能に問題があるのではなく、社会に存在する障壁が問題を作り出しているという考えのもと、障がいを理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供をはじめとする、法の下での平等と人権の尊重が定められています。障害者基本法、障害者差別解消法などと併せて、全ての人が障がいの有無によって隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

本市においては、障がいのあるすべての人が、地域の中で生活できる環境を実現するため、地域に住む人とともに支えあう社会環境の整備、障がいのある人についての正しい知識の啓発、福祉教育の推進、交流活動の充実、差別や偏見のない地域社会づくりなどについて、取り組んでまいりました。

しかし、ノーマライゼーション（※14）に対する一般的な理念の浸透はまだまだ浅く、地域や学校、職場など様々な場面において障がいのある人に対する社会的な障壁や意識のバリアが存在しているのが現状です。

また、障がいのある人が住み慣れた地域の中で安心して生活できる環境を実現するためには、居宅介護サービスや医療の確保などの支援体制の充実が必要不可欠であり、さらに自立した生活を営むためには、障がいのある人の雇用の理解促進、安定した就労環境の確保等が求められており、企業・福祉・家庭・医療・学校等の関係機関が連携を図り取り組むことが必要です。

方 針

方針1 障がいに対する理解促進と社会的障壁の解消

方針2 障がいのある人が安心して暮らせる地域環境の整備

方針3 障がいのある人の就労の促進と社会参加への支援



基本施策

(1) 障がいに対する理解促進と社会的障壁の解消

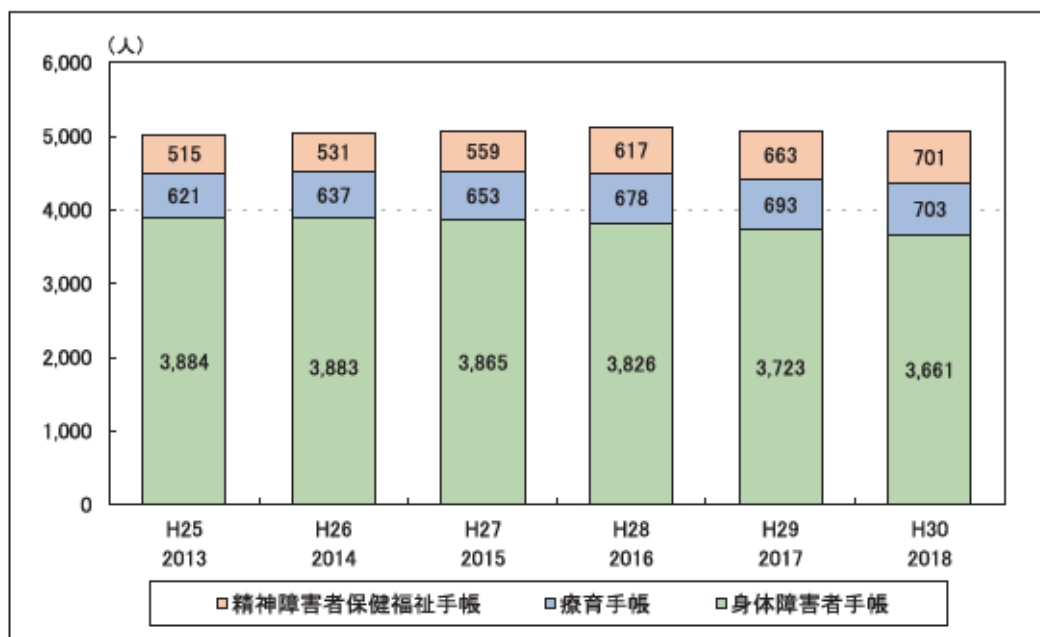
- 障がいの有無に関わらずお互いが尊重し共生できる社会を目指し、啓発活動を推進します。
- 障がいのある人の権利擁護と、障がいを理由とする差別の解消を推進します。
- 障がい児の成長過程に応じ、関係機関が連携して適切な療育を行います。

(2) 障がいのある人が安心して暮らせる地域環境の整備

- 障がいのある人が入所施設等から地域生活に移行するための支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある人に対する相談体制の充実を図ります。
- 障がいのある人への支援を充実するため、人材及び支援団体の育成を図ります。

(3) 障がいのある人の就労の促進と社会参加への支援

- 障がいのある人やその家族、企業に対する、一般就労への理解と促進に努めます。
- 障がいのある人の自立を目指し、企業や福祉、家族、医療、学校等の関係機関との連携を図り、就労機会の創出に努めます。
- 地域活動や文化、芸術、スポーツ、レクリエーション活動などにおける障がいのある人の社会参画を支援します。



障がい者数の推移

(資料：社会福祉課)

2-5 健康づくりの推進

現状と課題

本市の死因別死亡割合は、がん、心疾患、肺炎、脳血管疾患の順で全国と同様の傾向です。また、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病は、本市の死亡者数の5割以上を占めており、その予防は市民の生活と健康を守るために重要な課題です。

「健康さかい21計画」の基本目標である「健康寿命の延伸」を目指し、行動目標である「プラスマイナスチャレンジ（野菜一皿プラス、塩分マイナス3g、運動プラス10分）」を推進しています。さらに、市民自らが主体的に生活習慣の改善や健康づくりに取り組むための支援と、地域社会全体で健康を支える仕組みづくりを推進するため、健康都市宣言を行いました。市民の健康に対する意識の向上と、市民、地域、関係団体等との協働による健康都市づくりを一層推進していくことが重要です。

生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るために、妊娠期、幼少期からの健康づくりが重要です。母子の健康管理や子育て支援の充実など、健やかな成長とより良い生活習慣を確立していくことで、成人期から高齢期にいたる生涯を通じた健康づくりを推進していく必要があります。

感染症は、季節的な流行、突発的な流行など病原体や感染経路が異なるため、予防接種法に基づき予防接種を推進するとともに、感染症に関する正しい知識の普及啓発が必要です。

健全な食生活の実践は、全世代の健康づくりの推進に必要不可欠なものであるため、生産販売者、教育分野、食に関する団体等、地域と連携しながら、引き続き食育に取り組むことが必要です。

方 針

- 方針1 市民の主体的な健康づくりの推進
- 方針2 生活習慣病の予防対策の推進
- 方針3 母子の健康管理体制の充実
- 方針4 感染症予防の総合的な推進
- 方針5 地域連携による食育の推進



基本施策

(1) 市民の主体的な健康づくりの推進

- 市民が心身の健康に関心をもち、主体的に取り組めるような動機づけやICT(※9)を活用した取り組みを図ります。
- 地域社会で健康を支える仕組みを構築するため、健康意識の高揚を図るとともに、自主活動グループや健康をサポートする人材の育成を図ります。
- 地域団体や保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携し健康づくりの取り組みを推進します。

(2) 生活習慣病の予防対策の推進

- 住民健康診査やがん検診内容の充実を図るとともに、各保険者との連携を強化し受診率の向上と生活習慣病の早期発見、健康改善に努めます。
- ライフサイクルに応じた健康教育や相談事業を推進し、生活習慣病の発症や重症化予防に努めます。

(3) 母子の健康管理体制の充実

- 安心して出産・子育てができるよう、妊娠前・妊娠・周産期を通した心身の健康づくりを推進します。
- 健康診査や相談、家庭訪問等を充実し、親の育児不安の軽減と子どもの健やかな心身の発達、発育を支援します。

(4) 感染症予防の総合的な推進

- 感染症予防のために、各種予防接種勧奨の強化及びインフルエンザや食中毒等の予防啓発活動に努めます。

(5) 地域連携による食育の推進

- 「食」は、その地域の文化や価値観を次世代に伝える役目を果たしていることから、健康、農林水産、教育分野等の各関係機関が連携し、伝統料理や食文化を継承しながら地産地消や食の安全安心を推進します。
- 食育は、子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくために重要であるため、家庭、学校、保育園などと連携しながら、食育に関する知識の普及に取り組めます。

2-6 地域医療体制の充実

現状と課題

令和7年(2025年)には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる超高齢社会を迎えようとしており、社会全体に大きな影響を及ぼすと懸念されています。医療現場においても例外ではなく、社会環境の変化や疾病の多様化の影響もあり、医療需要は今以上に増加することが予想され、今後も医療体制の充実と連携体制の強化が求められています。

市内唯一の公立病院である市立三国病院は、救急告示病院として市民の救急医療を担うとともに、市内で唯一の小児ベッドを有し、内科・外科をはじめ産婦人科・小児科・人工透析など総合診療科を標榜し、地域住民のニーズに対応した適正な医療を提供しています。また、市内の救急医療体制については、休日・祝日における救急患者に対応するため坂井地区医師会の協力により取り組んでおり、小児の救急体制については、県と嶺北11市町で設置した「子ども急患センター」で対応しています。

一方で、医療に対する市民のニーズの高まりとともに、医師や看護師等の医療人材の確保が課題となっています。特に、周産期医療において、分娩可能な医療機関が全国的に減少している中で、市立三国病院においても人材確保の面から継続が課題となっています。また、住み慣れた地域で生活しながら医療サービスが受けられるよう医療機関や地域と連携を図ることが重要であり、在宅医療の体制づくりが課題となっています。

今後の地域医療については、医療人材の確保や各医療機関と地域が連携し医療体制の充実を図りながら、健康づくりから疾病の予防、治療、福祉サービスまでを包括的に対応する地域包括ケア体制の構築と、かかりつけ医制度を核とする在宅医療の推進に取り組む必要があります。

方針

方針1 地域医療と救急体制の充実

方針2 市立三国病院における医療体制の充実



基本施策

（１）地域医療と救急体制の充実

- 市民に密着した地域医療を目指し、在宅医療や予防医療について、県や関係機関、坂井地区医師会等と連携しながら医療・保健・福祉の連携強化を図ります。
- 身近な地域で安心して医療や健康相談、生活改善指導等を受けることができる、かかりつけ医制度を推進します。
- 坂井地区医師会、坂井地区広域連合と連携して、住み慣れた地域の中で安心して療養生活ができるよう、在宅医療の推進に取り組みます。
- 子どもの急な病気に対応するため、電話相談や救急医療体制の周知を図ります。

（２）市立三国病院における医療体制の充実

- 市立三国病院では、産婦人科など地域に不足している医療の充実、休日・夜間の診療や救急医療体制の強化に取り組むとともに、医師、看護師などの医療従事者の確保、地域医療連携の強化、地域住民の健康の増進、診療・治療に係る設備や機能の充実などを図ります。
- 平成29年（2017年）に策定した市立三国病院新改革プランを推進することにより、国の新ガイドラインの4つの視点「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」、「経営の効率化」、「再編・ネットワーク化」、「経営形態の見直し」を柱とした、市民にとって必要とされる医療を継続的・安定的に提供するとともに、経営改善を図ります。



坂井市立三国病院

2-7 社会保障制度の安定的な運営

現状と課題

私たちが生活を営んでいく上で、病気やけが、老齢や障がい、失業等により自分の努力だけでは自立した生活が維持できなくなる場合もあります。このようなリスクに対して生活保障を行うのが社会保障制度であり、国民が安心して生活できる基盤として重要な役割を担っています。

国民健康保険は、被保険者の疾病や負傷に対し、安定した医療給付を行うもので、約20%の市民が加入しています。高齢化の進展や医療技術の高度化に伴う医療費の高騰などにより、今後もより一層厳しい財政運営が予測されます。

後期高齢者医療制度の被保険者は、主に75歳以上の者で全市民の約15%となっています。今後も高齢化が進み医療給付費が増加していくことが予測されることから、福井県後期高齢者医療広域連合と連携し医療費抑制等を図りながら、制度を安定的に支えることが課題となっています。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みであり、高齢化が進むことにより介護費用が急激に増加していることなどから、制度の維持が課題となっています。今後は介護予防と自立支援、重度化防止に対する施策の推進が求められています。

年金制度は、平成28年(2016年)に年金改革法が成立し、制度の持続性を高めるとともに、将来的にも安心な年金制度の構築を目指しています。また制度への理解が深まるよう、周知や啓発活動が必要です。

生活保護制度は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を目的とした制度であり、適正な実施が求められます。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給やその他の支援を行うための制度であり、関係機関と連携し、生活保護に至る前の段階における自立支援策の強化を図る必要があります。

方 針

- 方針1 国民健康保険の安定的な運営
- 方針2 後期高齢者医療の安定的な運営
- 方針3 介護保険事業の充実
- 方針4 国民年金制度の周知啓発
- 方針5 生活保護制度の適正な運用
- 方針6 生活困窮者自立支援制度の実施体制の充実



基本施策

(1) 国民健康保険の安定的な運営

- 財政基盤強化のため、国民健康保険基金への積み立てや、国民健康保険税の収納率の向上を図り、税率改定についても慎重に検討します。
- 医療費の適正化を図るため、重複受診者等への受診指導やジェネリック医薬品の利用促進等を進めます。
- 被保険者の健康増進のため、特定健診受診の推進や「データヘルス計画」に基づく保健事業の実施及び評価を行います。

(2) 後期高齢者医療の安定的な運営

- 保険料滞納者の増加を防ぐため、口座振替の勧奨や納付催告等により収納率の向上に努めます。
- 福井県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、医療制度やジェネリック医薬品の周知を図り医療費抑制に努めます。
- 高齢者健診・歯科健診等の受診勧奨など保健事業の推進を図ります。

(3) 介護保険事業の充実

- 総合事業の開始に伴い、地域の実情に応じた多様で適正なサービスを提供し介護保険制度の安定を図ります。
- 地域包括支援センターを中心とした相談体制の強化と、関係機関との連携による在宅医療と介護の一体的なサービス提供の体制整備を図ります。

(4) 国民年金制度の周知啓発

- 日本年金機構等と連携し、制度の意義や役割についての啓発活動を行い保険料の納付意欲の向上に努めます。
- 日本年金機構等と連携し、国の法定受託事務を適正に執行するとともに、国民年金の納付率・免除申請率・口座振替申請率等の向上を図ります。

(5) 生活保護制度の適正な運用

- 生活保護制度の適正な運用のため、実施体制の充実とケースワーカー等の資質向上を図ります。
- 被保護世帯の多様な問題に対応する自立支援プログラム（就労・日常生活・社会生活自立支援）を幅広く実施するため、他制度や関係機関と連携するためのネットワークを構築します。

(6) 生活困窮者自立支援制度の実施体制の充実

- 生活困窮者自立相談支援機関に生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口による情報とサービスの提供を行います。
- 自立相談支援事業を中核に、任意事業（就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業など）の実施及び他の制度や関係機関と連携するためのネットワークを構築します。

第3章 学ぶ意欲を支えるまちづくり

3-1 学校教育の充実

現状と課題

少子化、核家族化、情報化、国際化などの社会的変化は、価値観や生活様式などの多様化につながり、これが子どもたちにも大きな影響を与えています。

このような中、学校では学力及び体力の向上をはじめ、いじめや不登校、保護者への対応など様々な課題に直面し、教職員の負担が増大しています。

また、情報通信技術の進展やグローバル化など社会の急激な変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。このような状況の中、国際化に対応できる人材やICT（※9）を活用できる人材が求められており、学校教育に求められる役割は、多様化、高度化してきています。さらに、すべての子どもたちが等しく学習の機会を得ることができるよう保護者の負担軽減などの取り組みや、特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりに適切な教育支援が求められています。

学校施設については、児童・生徒の学習生活の場であり、豊かな人間性を育むための重要な教育施設であることから、安心して学習ができるよう計画的に教育環境を整備することが必要です。

また、児童・生徒の心身の健全な発育に資するため、安全で安心な学校給食の充実を図るとともに、食物アレルギーへの対応や地産地消、食の大切さなどを学ぶ食育の取り組みを一層進めることが必要です。

方 針

- 方針1 教育内容の充実
- 方針2 個に応じた学習支援の充実
- 方針3 就学指導体制・教育相談体制の充実
- 方針4 安全な教育環境の整備
- 方針5 安全で安心な学校給食の充実



基本施策

(1) 教育内容の充実

- 学校と地域が連携し、ふるさとへの愛着心を高める体験活動に取り組みます。
- 子どもたちの学校の居場所づくりや分かりやすい授業に努め、魅力ある学校づくりを推進します。
- ICTを活用し、現代社会に必要とされる情報活用能力を育成します。

(2) 個に応じた学習支援の充実

- 習熟に応じて、少人数で指導することにより、学力向上に取り組みます。
- 気がかりな児童・生徒に対応した学級運営に取り組みます。
- 特別に支援が必要な児童・生徒の発達段階に応じ、適切に取り組みます。

(3) 就学指導体制・教育相談体制の充実

- いじめや不登校の兆しを早期に発見し、関係機関と連携して児童・生徒の支援に取り組みます。
- 就学による学校生活が円滑に移行できるよう、保育園等と小・中学校の連携を図ります。
- 教職員の業務負担を軽減するため適正な人員を配置し、授業の準備や研究のための時間を確保するとともに、教員の資質向上に取り組みます。

(4) 安全な教育環境の整備

- 児童・生徒が安全に安心して学ぶことができる教育環境を整備します。
- 障がいをもつ児童・生徒に配慮した学習環境の確保を図ります。
- 省エネ機器の採用や自然環境に配慮した施設整備を推進します。

(5) 安全で安心な学校給食の充実

- 安全で安心な学校給食の提供に取り組みます。
- 学校給食を通じて、地産地消、食の大切さや食文化などの食育に取り組みます。

3 - 2 社会教育・生涯学習の充実

現状と課題

市民の生涯学習とは、個人が豊かな人生を送る上で欠かせない趣味や教養を深め、また社会情勢の変化に対応できる知識・技能の習得など生涯を通じて行う活動です。学習活動は仲間づくりやグループの形成を促し、地域でのつながりが生まれ、ふれあいの中で笑顔ある楽しい生活を享受することができます。また、近年は様々な地域活動の中で、個人の知識や技能を活かしてまちづくりに貢献しようとする動きも活発になってきています。

本市では、各地域に設立された「まちづくり協議会」において、地域資源を発掘・活用しながら様々な取り組みを行う中、社会教育・生涯学習においては、まちづくりに繋がる視点のアプローチが今後ますます重要となっています。そのため、地域の意向を把握し、地域課題を解決に導く講座の開催やNPO法人や大学等の外部の専門家との連携等、個人の能力を地域活動に発揮するための環境づくりが求められています。

青少年の健全な成長を促し豊かな心を育むためには、地域の特性を活かした自然体験やグループによる活動の提供などに、地域ぐるみで取り組む必要があります。また、非行行為の検挙数や愛護センターによる補導件数は減少傾向にありますが、違法ドラッグの横行やSNSを通じた“いじめ”や犯罪など表面化しにくい問題もあるため、成長段階や個別事例に対応した啓発・相談活動や見守り活動などを継続して実施する必要があります。

図書館では、子どもの読書活動を推進するとともに、市民の身近な情報拠点として暮らしや社会に役立つ情報を提供することが求められています。これまで、システムを統合し共通の利用カードの発行や回送便の運行等で利便性を高めてきました。今後、少子高齢化、情報化がさらに進む中、市民の様々なニーズを踏まえた利用しやすい環境を充実・整備していく必要があります。

方 針

方針1 社会教育と地域づくりの活動の一体的な推進

方針2 コミュニティセンターを拠点とした集い・学び・結ぶ環境づくり

方針3 地域で育て・見守り・支える青少年の育成

方針4 図書館機能の充実



基本施策

(1) 社会教育と地域づくりの活動の一体的な推進

- 一人一人が自己の教養を深め自己実現が図れるよう、生涯学習機会の充実に取り組み、誰もが豊かな人生を送ることができる社会づくりを推進します。
- 地域やNPO法人、ボランティア団体、大学等と連携を図り、よりよい生活や地域を創る学習活動を推進します。
- 子どもと大人がふれあう講座の実施など世代を越えた交流を促進し、子どもたちの共生する力を育みます

(2) コミュニティセンターを拠点とした集い・学び・結ぶ環境づくり

- コミュニティセンター内にカフェなど憩いのスペースを設置し、市民がふれあう地域コミュニティの場を提供します。
- さまざまなアプローチによるまちづくりに繋がる講座等を実施し、学習と交流の場を提供します。
- 地域の特性を活かし、シビックプライドの醸成を図る催し等を実施します。
- 各々が描くまちづくりを実現するため、個人またはグループの活動を支援します。

(3) 地域で育て・見守り・支える青少年の育成

- 市内の豊かな自然に触れ合う体験活動等を提供し、健やかな心身を持つ青少年を育成します。
- 小学生が地域の施設に宿泊し通学する事業などを通じて、自立性・自主性・協調性を育みます。
- 学校と地域が連携強化し、見守り活動や青少年の非行防止活動、家庭教育支援の充実に図り、地域全体で子どもや家庭を見守り育てるための環境づくりを進めます。

(4) 図書館機能の充実

- 教育・文化に関する領域に留まらず、市民の暮らしや社会に役立つ情報を提供します。
- 子どもたちの読書普及活動を推進します。
- 高齢者や障がいを持つ人が利用しやすい読書環境を整備します。
- 記念文庫内の貴重な資料の適正な保存管理に努めます。

3-3 歴史・文化・芸術の伝承と振興

現状と課題

地域の歴史を知り、文化・芸術に親しむことは、日々の生活において豊かな情操を育むとともに、地域に対する誇りと愛着をもたらし、地域の活性化につながっていきます。

このような背景のなか、文化財継承の担い手を確保しつつ、文化財をまちづくりに活かすなど、地域ぐるみで取り組んでいく体制を整備することが求められています。また、土地開発等により埋蔵文化財に与える影響を防ぐため、適切かつ円滑な発掘調査と埋蔵文化財全体を守る仕組みが必要となっています。

本市では、歴史・文化を活かしたまちづくりを計画的・継続的に推進していくため、市内に存在する文化財の保存・活用に関する総合的な計画「坂井市文化財保存活用地域計画」の策定を進めています。

丸岡城天守については、平成30年度（2018年度）までに実施した調査で明らかになったことを広く周知し、文化財としての価値の確立と観光資源としての評価の向上を図ることが必要です。

みくに龍翔館は、観光と連携した市の魅力発信の拠点として、日本遺産「三国湊」の構成文化財のさらなる活用に加え、市全体の歴史文化遺産を対象とする収蔵・展示内容に再編し、博物館機能の充実を図ることが求められています。

地域に根ざした文化に加え、新たに生まれる多種多様な文化の発展のため、文化活動に対する市民の意識向上や次世代への継承は重要な課題となっており、一筆啓上賞やまるおか子供歌舞伎など独自の文化活動への支援や、文化施設を拠点に市民が多様な文化・芸術に親しめる活動の場や機会の提供、文化団体の育成、連携を進めていくことが必要です。

方 針

方針1 文化財の保存と活用

方針2 文化芸術活動の振興



基本施策

(1) 文化財の保存と活用

- 地域にある文化財の調査や掘り起こしを行い、保存活動を進めるとともに、文化財を活用した地域活性化を図るため「坂井市文化財保存活用地域計画」を策定し、まちづくりや観光分野とも連携した活用に取り組みます。
- 三国祭や舟寄踊、日向神楽などの地域に残る無形文化財を後世に伝承するため、活動の記録・保存とともに、文化継承の担い手の確保や育成を支援します。
- 丸岡城の学術調査の成果をもとに、市民と文化財としての価値を共有するとともに、丸岡城天守や周辺部「城郭・丸岡城」の文化財としての価値の確立と観光資源としての評価の向上に取り組みます。
- 六呂瀬山古墳群をはじめ、埋蔵文化財の保存・出土品等の保存整理と公開活用に必要な施設整備等に取り組みます。
- みくに龍翔館については、歴史文化遺産に関する資料を収集・保存・調査研究・展示活用する博物館機能を強化するとともに、観光と連携した情報発信機能を高め、交流人口の拡大を図る拠点となるよう取り組みます。

(2) 文化芸術活動の振興

- 坂井市文化協会をはじめとする文化団体の活動や後継者育成に対する支援に努めます。
- 文化ホールを市民の文化活動の拠点として広く活用してもらうため、各施設の機能や特性を活かし利用促進を図っていきます。
- 一筆啓上日本一短い手紙の館は、「一筆啓上賞」を核に地域に根ざした手紙文化を広く発信していくとともに、手紙に触れる機会を通して郷土に対する誇りや愛着を深めてもらえるよう、学校や地域との連携を図っていきます。
- 優れた芸術作品に触れる機会を創出し、市民の文化・芸術に関する感性と創作意欲の向上を図ります。

3-4 生涯スポーツの振興

現状と課題

近年、都市化や生活環境の利便性向上とそれに伴うライフスタイルの変化は、市民の身体的活動の機会を減少させ精神的なストレスを増大させるなど、心身に大きな影響を与えています。そうした中、市民が生涯にわたり健康の保持・増進に取り組むためには、誰もが気軽に、継続的にスポーツやレクリエーションに親しむことができる機会の充実が必要です。

本市においては、多くの市民がスポーツ大会やスポーツイベントに参加しており、スポーツへの関心は高いものとなっています。スポーツは人と人をつなぎ夢や希望を与えるものであり、特にトップアスリートの活躍は地域にとって大きな活力を与えるものであるため、本市においても競技スポーツにおけるトップチーム・アスリートの育成を図り、継続的な育成プログラムを実施する組織づくりや体制強化が求められています。

また、スポーツ施設においては、その管理運営について指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活かしながら市民のスポーツ活動の利便性向上を図っています。しかし、市民が使用可能な施設数は充実していますが、一部の施設は老朽化が進み、また少子高齢化や人口減少により利用率が低下している施設もあります。このような中で、市内全スポーツ施設の計画的な再編を進め、効果的な利用と効率的な維持管理を図る必要があります。

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会の開催により、スポーツへの関心が高まるとともに、スポーツを通じた交流などによる地域活性化への理解が深まりました。この機運の高まりを一過性のものに終わらせることなく、文化として定着を図るためにも、各種国際大会の誘致などに取り組む必要があります。

方針

- 方針1 スポーツ・レクリエーションの振興推進
- 方針2 トップアスリートの育成
- 方針3 体育施設の効率的な管理運営
- 方針4 スポーツツーリズムの促進



基本施策

(1) スポーツ・レクリエーションの振興推進

- 市民一人ひとりが精神的な豊かさや充実を感じられ、生きがいづくりや体力の向上、健康の保持・増進により、生涯にわたって生き生きとした生活を送ることができるよう、スポーツやレクリエーションなどの生涯スポーツ活動を支援・推進します。

(2) トップアスリートの育成

- 競技スポーツの向上には、一貫性のある指導体制による選手育成システムの構築が必要であり、トップレベルの競技者や指導者が活動できる環境の整備を推進します。
- 競技スポーツの振興に寄与する団体を支援し、小学生から高齢者まで競技者の段階的な育成を図ります。

(3) 体育施設の効率的な管理運営

- 市内全スポーツ施設の利用状況や管理経費等を総合的に検証したマネジメント計画を策定し、当該計画に基づき適正かつ効率的な施設整備並びに維持管理を行います。

(4) スポーツツーリズムの促進

- 福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会を開催した実績とレガシー（遺産）を活かし、各競技の全国大会や国際大会の開催、トップアスリートの合宿誘致などスポーツツーリズムによる国内外との交流を深めます。



古城マラソン

第4章 自然と共生できるまちづくり

4-1 自然環境の保全と共生

現状と課題

経済発展を背景とした開発などによる自然環境への影響や、地球温暖化による地球規模の気候変動によって様々な問題が発生しています。地球規模の環境問題に対応するため、自然と共生する持続可能な社会の構築に向けた取り組みが重要となっています。

本市は、風光明媚な海岸線をはじめ、青い日本海、豊かな実りの農地、それを潤す幾本もの川の流れ、緑の山々、青い空など多様な自然環境の中で歴史と伝統が息づくまちとして発展してきました。

このような四季折々の彩り豊かな自然との共生を図り、貴重な歴史文化遺産を大切に守りながら、より良い生活環境を将来世代に確実に引き継いでいくために、平成21年（2009年）に「環境都市さかい宣言」を行い、「良好な生活環境の創出」「豊かな自然と歴史資源の保全・育成」「循環型社会の形成」「環境にやさしい人づくり」「地球環境の保全」を基本に環境施策に取り組んでいます。今後も、市民や関係団体などと連携して環境へ配慮したまちづくりに取り組む必要があります。

平成26年（2014年）に改訂した「坂井市環境基本計画」に基づき、再生可能エネルギーの普及に関する取り組みや、市民による環境美化の活動、環境教育、水辺環境保全、森と里山の保全など様々な環境保全活動に取り組み、環境に対する意識向上を推進しています。

今後とも、地域の生態系の保護、地球規模の気候変動への影響を防ぐため、暮らしや経済活動を通じた環境への負荷を低減する必要があります。

方 針

方針1 豊かな自然と共生する社会づくりの推進

方針2 環境について自ら考え行動できる人づくりの推進

方針3 地球温暖化対策の推進



基本施策

(1) 豊かな自然と共生する社会づくりの推進

- 地域や企業、関係団体などと協働しながら、良好な生活環境の維持と身近な自然環境の保全・再生を図ります。
- マイクロプラスチック対策を含めた海洋環境の保全に向けて、関係機関と連携した河川や海岸への漂着ごみの回収・処理の推進や美化意識の向上を図ります。
- 森と里山の保全や外来生物駆除などを通じた水辺環境の再生を行い、生物多様性の確保や緑豊かなまちづくりを推進します。
- 豊かな自然環境を活かしたグリーンツーリズムやエコツーリズムなど世代間・都市間のふれあい体験・交流活動などを進め、自然と共生できるまちづくりを推進します。

(2) 環境について自ら考え行動できる人づくりの推進

- 環境講座や環境教室を開催し、環境モラルや環境保全、地球規模の気候変動等に対する意識の向上を図ります。
- 環境保全活動の推進のため、地域や環境団体との連携を強化し人材の育成を図ります。

(3) 地球温暖化対策の推進

- 再生可能エネルギーの導入拡大、公共交通機関や自転車の利用などによって、環境に配慮した低炭素社会の実現を目指します。
- 家庭や職場での省エネルギー対策、エコ活動の普及・啓発を図ります。
- チップ生産拠点をもつ事業者などと連携し、木質バイオマスの普及や熱利用の促進を図ります。



竹田川での自然体験



河川の清掃活動

4 - 2 循環型社会の構築

現状と課題

人間の産業活動等が活発になることは環境に負荷を与え、発生した廃棄物の処理にもコストを要します。環境への負荷軽減に配慮し、大量生産・大量消費・大量破棄の社会から循環型社会への転換が求められています。

本市では、「坂井市環境基本計画」及び「坂井市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、廃棄物の減量、不法投棄の防止、資源の循環に取り組んでいます。

一方で、ものの大切さ、限りある資源を意識した社会をつくることを目標に、プラスチック製容器包装、蛍光灯のリサイクル（再資源化）に向けた分別回収など、ごみの分別・減量化を推進していますが、一人1日あたりのごみの排出量は削減の目標値に及ばない状況であり、更なる対応が求められています。

そのため、ごみの減量化に向け、市民一人ひとりの環境保全意識を高めながら、生活のあり方と価値観の見直しを促し、リデュース（ごみの発生抑制）とリユース（再使用）に重点を置いたライフスタイルへの転換を進める必要があります。また、企業に対しても、この意識を高めるとともに、農林漁業や製造業、サービス業を含めたすべての産業分野におけるリサイクルや省エネルギー化を推進する必要があります。

今後とも、効率的な廃棄物の収集・処理体制の確立を図り、市民と企業と行政が一体となって循環型社会の構築を進めることが求められています。

方 針

方針1 ごみの減量化及び再資源化の推進

方針2 不適正処理の防止



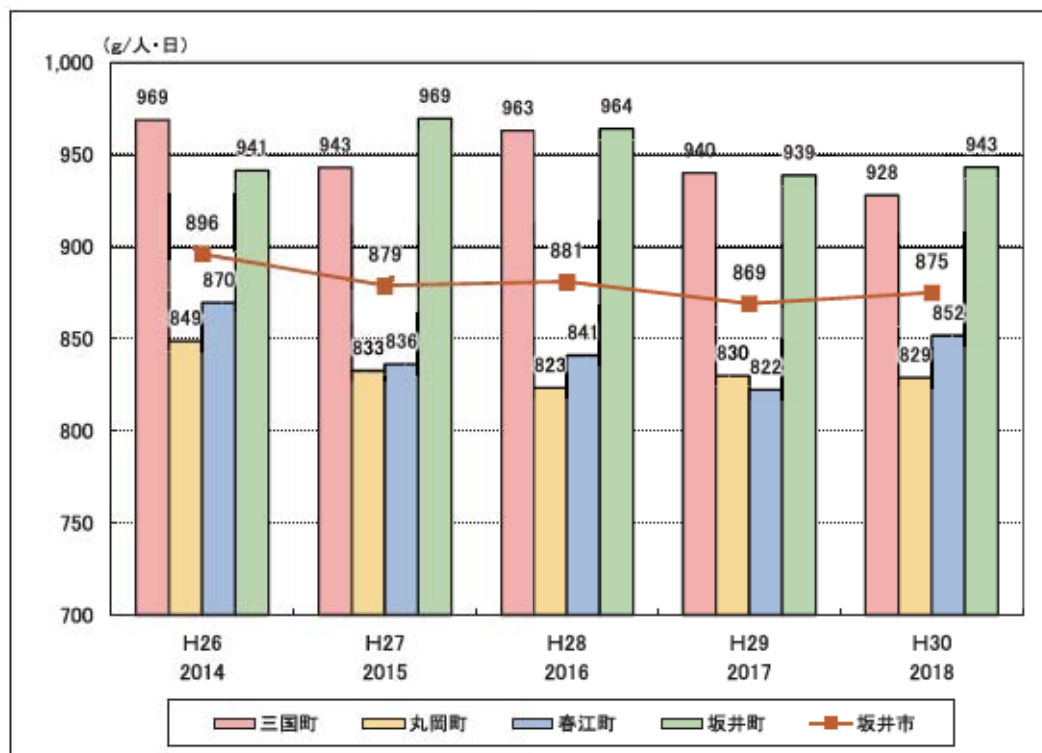
基本施策

(1) ごみの減量化及び再資源化の推進

- 資源ごみ分別収集や民間の力を活用し、3 R（※11）活動の推進を図りながら循環型社会の実現に努めます。
- 食品ロスの削減をはじめとしたごみの減量化に向けて、市民や企業に普及啓発を行い、意識の向上を図ります。
- 外国籍の市民を含め、分かりやすいごみの分別方法を周知します。
- 身近な地域での資源ごみ収集の定着化を図るため、より効率的で負担の少ない収集体制づくりを進め、衛生的で環境に優しいきれいなまちを目指します。
- 広域で運営している廃棄物処理施設やし尿処理施設など安定的な運営が図れるよう長寿命化に向けた施設の適正管理と処理能力確保に努めます。

(2) 不適正処理の防止

- 不法投棄の早期発見や早期撤去に向け、パトロールや監視に取り組みます。
- 適正なごみの排出、3 R意識の向上など、ごみに関する意識の醸成を図ります。



一人1日あたりのごみの排出量の推移 (資料：環境推進課)

4 - 3 生活環境の保全と充実

現状と課題

本市は、彩り豊かな自然ときれいな水や空気に囲まれた生活環境に恵まれています。これらの良好な生活環境が維持されることは、豊かな生活を送る上で欠かせないものであり、次世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、都市化にともなう排水、排出ガス、騒音、振動などの公害や廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類等の有害化学物質から市民の健全な生活環境を守るため、河川や地下水、工場排水等の水質分析調査、大気環境の常時監視、ダイオキシン類調査などを継続的に行っています。

一方で、環境問題について迅速かつ適切に対応するためには、各種の法令や条例に基づく規制、監視に加え、市民や企業と関係行政機関が連携し、総合的な環境保全体制を確立していく必要があります。

さらには、ライフスタイルの変化などで増加傾向にある騒音、悪臭などの感覚公害への対処も進める必要があります。

方 針

方針1 公害防止対策の推進

方針2 良好な生活環境の維持・保全



環境調査（水質検査）



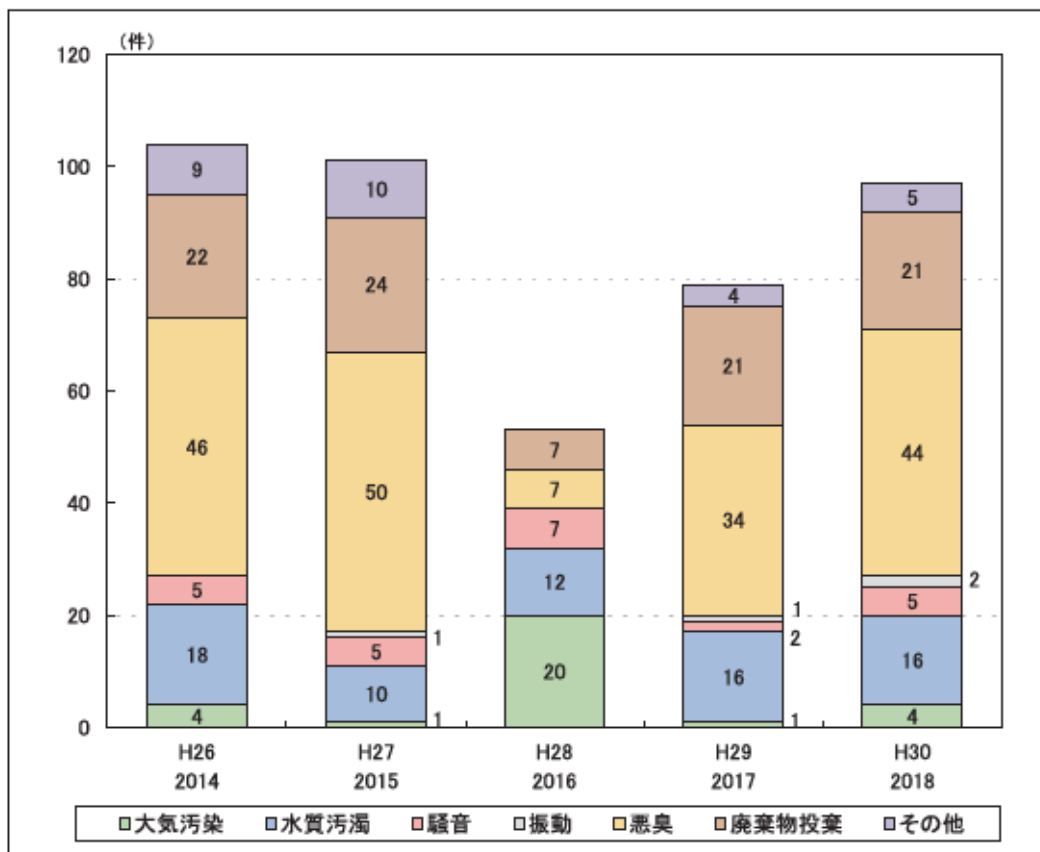
基本施策

(1) 公害防止対策の推進

- 公害の発生のおそれがある施設や企業に対し、公害防止協定の締結とともに、規制や基準の徹底、適正な管理、改善指導などを行います。
- ダイオキシン類や農薬などに含まれる有害化学物質の発生抑制に努めます。
- PM2.5、光化学スモッグなど公害に関する情報については、速やかに注意喚起を行います。

(2) 良好な生活環境の維持・保全

- 騒音・悪臭・振動など感覚公害の発生防止に取り組み、健全な生活環境の確保を図ります。
- 各種法令に基づき、野外でのごみの焼却などの苦情に適切に対応するとともに、指導を徹底します。



公害苦情件数の内訳

(資料：環境推進課)

4-4 美しい景観資源の活用

現状と課題

美しい景観は、そこに暮らす人の心に安らぎやゆとりをもたらすばかりでなく、訪れる人の心にも美しい坂井市を印象付けることになります。

四季折々の美しさを広い地域から望むことができる山林や、日本海の荒波が形作った海岸線、黄金色の稲穂がそよぐ田園などといった豊かな自然景観や、地域の歴史を物語る建造物群の景観などを保全・活用する必要があります。市街地においても良好な街並みを整備するため、景観法に基づく諸制度を活用しながら、地域の特性を活かした景観まちづくりを進めていく必要があります。

本市には固有の歴史や伝統、文化、風土などの優れた地域特性があり、それらを活かした景観づくりに取り組むため、平成20年（2008年）に景観計画を策定し、併せて景観条例を制定しました。これまで、市民や企業と協働して、美しく魅力ある景観の形成に取り組んできました。

今後も、ふるさとへの誇りと愛着を醸成するとともに、観光振興にも寄与する貴重な地域資源として、地域固有の景観を活かし魅力あるまちづくりを進める必要があります。

方 針

方針1 ふるさと感じられる景観の継承

方針2 未来につながる美しい景観の創造



田園風景

基本施策

(1) ふるさとを感じられる景観の継承

- 歴史的な街並みの保全を図るため、三国湊地区、丸岡城周辺地区の地域の景観特性と調和した景観をきめ細かく誘導し、良好な景観の保全と創出に向けた取り組みを推進します。
- 坂井平野に広がる田園風景は、“坂井市らしさ”の根幹をなす景観であり、優良農地の適切な管理、景観に配慮した農業用施設の整備に努め、いつまでも変わらないふるさとの景観を次世代に引き継いでいきます。

(2) 未来につながる美しい景観の創造

- 関係法令に基づく諸制度を活用し、市街地の良好な街並みの整備を図ります。
- ゆとりと潤いを感じることができる生活環境を創出するため、自然環境や歴史、文化などの受け継いできた地域資源を活かしつつ、市民、企業、行政が一体となって魅力ある景観の創造を図ります。



サンセットビーチ



三国湊の街並み

第5章 地域資源を活かし活力に満ちたまちづくり

5-1 農林水産業の振興

現状と課題

本市は、九頭竜川下流域に広がる坂井平野が福井県屈指の農業地帯となっており、水田地域では稲作を中心として大麦・大豆・そばを組み合わせた農業、坂井北部丘陵地や三里浜砂丘地では、園芸を中心とした農業が展開され、畜産においても「黒毛和種」の生産出荷量が県内一の地域となっています。

また、漁業では、本市沖の海底の形状は沿岸から沖合にかけて起伏に富み、玄達瀬や松出し瀬などの大きな天然礁があり、好漁場となっています。さらに林業では、市域の3割を森林が占めており豊富な森林資源を有しています。

しかし、農林漁業従事者の高齢化、後継者不足、収益の減少等を理由とした撤退などによる労働力の減少や、農地では耕作放棄が懸念されるなど厳しい状況にあり、本市の産業振興、環境保全、健康、文化振興などにも大きく影響する重要な課題です。

本市独自の自然や景色、食は、観光面においても誘客や地元消費の拡大に大きな期待が持てます。この地域を守り、生産を支える活力を持続的に発展するためには、「暮らし」を支える農林水産業の振興に取り組み、さらに農林漁業者も経営的な視点を持って生産することが必要となっています。

方針

方針1 持続可能な農林水産業の推進

方針2 農地・森林の環境の保持

方針3 安全・安心な地場産物の消費拡大と付加価値向上

方針4 農林水産物を活用した観光・交流の推進による地域振興



基本施策

(1) 持続可能な農林水産業の推進

- 経営的な視点を持った農林漁業者の育成とともに、U I J ターン者や他分野からの新規参入者など、多様な担い手の確保に向けた取り組みを推進します。
- ICT (※9)、ロボット技術を活用し、誰もが取り組みやすい超省力・高品質生産を実現します。
- 農業の経営基盤の強化に向けて、農地の規模拡大や集約化に取り組むとともに、大型機械の導入による省力化・効率化を図ります。
- 地域資源を活用し、所得・雇用の増大や後継者の確保のため、農林水産業の6次産業化による活性化に向けた取り組みを推進します。
- 森林が持つ多面的機能を保全し資源の循環利用を促進するため、森林の適切な管理と木材の有効活用を推進します。
- 漁業生産量の維持・向上を図るため、漁場環境や水産資源の保全等に取り組めます。
- 水産物流通拠点である三国港市場の環境整備を進め、漁業者の利便性確保と地域消費者への安定供給機能の向上を図ります。

(2) 農地・森林の環境の保持

- 農地の利用状況調査や、山林の造林や伐採等により、遊休農地、森林の荒廃発生防止・解消に努めます。
- 坂井市鳥獣被害防止計画に基づき捕獲檻・柵などの設置を促進し、鳥獣による被害を防止します。
- 松林の維持・保全を図るため、害虫駆除対策を進めるとともに、抵抗性黒松や広葉樹などを植栽し環境改善に取り組めます。

(3) 安全・安心な地場産物の消費拡大と付加価値向上

- 坂井市で産出される高品質の農林水産物や畜産物のブランド力を強化するとともに特産化を進め、坂井市の知名度の向上を図ります。
- 地産地消の取り組みのほか、生産者と消費者のふれあいや食についての理解を深める機会の充実により、消費拡大を図ります。
- 農業用水のパイプライン化に伴う水質向上による坂井市産の高品質、高食味米をPRし、安全・安心な米の消費拡大を推進します。
- 鳥獣被害及び家畜伝染病対策に努め、消費者に安全・安心な食を供給できる体制づくりを図ります。

(4) 農林水産物を活用した観光・交流の推進による地域振興

- 農林水産業の体験やグリーンツーリズム・エコツーリズムなど、豊かな自然と触れ合うことのできる場を観光資源として活用し、農林漁業者の収益拡大や地域の活性化を図ります。
- 「越前がに」・「甘えび」などの地域ブランドを守り、育てる体制を強化し、観光産業との連携による水産物の有効活用を図るとともに、地域への経済波及を促します。

5 - 2 商工業の振興

現状と課題

商業については、郊外型の大型店舗やコンビニエンスストアなどの進出をはじめ、幹線道路沿いへのフランチャイズ系の飲食店や食品や医薬品などを取り扱う小売店舗の出店、また、福井市北部地区への本市をマーケットエリアと見込んだ大規模な商業施設の集積、さらには、店舗経営者の高齢化をはじめ後継者不在や、それに伴う空き店舗の増加など、地域の商店を取り巻く環境は非常に厳しい状況に直面しています。

時代とともに変化する消費者ニーズを的確に把握し、迅速に対応しながら、地域に根差した新たなサービス展開を図るため、市商工会等の関係機関や商業者相互の連携・協力を図り、経営の近代化や商店街の活性化を推進する必要があります。

工業については、グローバルな経済競争の進展や、東京を中心とする大都市一極集中、経営者や従業員の高齢化、後継者問題など、特に中小企業・小規模企業者は厳しい状況にあります。

そのような状況の下、テクノポート福井や市内工業団地への新たな企業誘致を推進する一方で、既存の中小企業・小規模企業者への支援強化を図るとともに、新規創業の支援や産官学の連携による共同研究及び技術開発を支援しています。

今後も引き続き、異業種企業間のマッチング機会の創出や新規の販路開拓等、ビジネスチャンスの拡大、人材の確保・育成や経営の近代化、経営力の強化などに対して、景気の動向を踏まえた支援を充実する必要があります。

方 針

方針1 商業経営の安定化と魅力ある地元商店街の形成

方針2 地域に根差す産業の支援の充実

方針3 企業誘致の推進、新規産業の創出支援



基本施策

(1) 商業経営の安定化と魅力ある地元商店街の形成

- 市商工会や金融機関等と連携を図り、事業者の経営安定化や事業拡大、起業、事業承継等を支援します。
- 中小企業などが、空き家・空き店舗などを活用して行う事業経営を支援します。
- 商店街振興組合など各種団体の取り組みを支援することで、市内での消費喚起や商店街振興を図り、地域経済の好循環の実現を目指します。
- キャッシュレス決済の利用環境の整備など、関係機関と連携した事業者の生産性向上に取り組むとともに、外国人旅行者を含めた消費者の利便性向上を図ります。

(2) 地域に根差す産業の支援の充実

- 繊維産業など地場産業の振興に向けて、異業種との連携による新技術や新商品の開発支援、産官学が連携した取り組みを行い、競争力の強化を図ります。
- 伝統的なものづくりを担う職人の技術の継承や、担い手の確保・育成を図るため技術習得への助成など担い手の育成を支援します。
- 各種産業展示会への出展や産業フェアの開催などによって、異業種企業間のマッチング機会の創出や販路の拡大・開拓、新規創業への機運の醸成を図ります。

(3) 企業誘致の推進、新規産業の創出支援

- 企業立地奨励金制度や融資制度の強化・拡充、設備投資の支援などをし、成長産業の企業誘致や企業経営の安定化や体質強化、生産性の向上を図ります。
- サテライトオフィスやインキュベートオフィスを整備し、新たなビジネスチャレンジや起業の機会を創出します。
- 国や試験研究機関、県内大学、企業等との産官学連携を強化し、企業の技術・新製品などの開発及び新規産業の創出を支援します。
- テクノポート福井への企業誘致や福井港への貨物船やクルーズ船の寄港促進を図り、工業港としての付加価値を高めるとともに、新たな港湾エリアとして魅力と賑わいを創出します。
- 北陸自動車道丸岡インターチェンジや福井港等、物流拠点を活かした陸上及び海上の貨物の流通機能の強化を推進します。

5 - 3 観光の振興

現状と課題

観光は、地域のイメージアップに加え、交流人口の拡大、関係人口の創出にも寄与します。さらには、飲食・宿泊・物販など様々な産業の活性化や、地域課題の解決に取り組む担い手の育成などにもつながることから、特に積極的な事業展開が望まれます。

本市は、名勝「東尋坊」や現存 12 天守に数えられ国宝化を目指す「丸岡城」をはじめ、北前船寄港地として日本遺産に認定された「三国湊」、歴史文化を伝える文化財や祭りなど、数多くの観光資源に恵まれており、県内トップの観光客入込数を誇ります。

一方で、より経済波及効果の高い宿泊を伴う滞在型観光への転換は十分とは言えない状況です。DMO（※15）を設立し、それらを中心に、それぞれの観光資源の魅力向上はもとより、異業種と連携した体験型観光、散策や学習を伴うまちなか観光などを充実し、何度でも訪れたい観光地域づくりを進めることが必要です。また、大都市圏からの観光客誘客に向けて、坂井市単体ではなく隣接市町などと連携して、エリアとしての魅力を発信する広域観光の推進が必要です。

そのため、「坂井市観光ビジョン戦略基本計画」に基づき、住む人も訪れる人も、すべての人が市内の豊富な観光資源や地域資源を活かしながら、観光地域としての魅力を高め、交流・経済の好循環を創出していく必要があります。

方 針

- 方針1 観光資源・地域資源の魅力向上と多様な観光ニーズへの対応
- 方針2 広域交通網の活用推進
- 方針3 インバウンドの受け入れ体制の整備
- 方針4 観光情報の整理と効果的な発信
- 方針5 観光地域づくりのための組織形成と人材育成



基本施策

(1) 観光資源・地域資源の魅力向上と多様な観光ニーズへの対応

- 県内最大の観光地である東尋坊の魅力を高めるため、観光拠点施設の設置など、エリア全体の再整備を図ります。
- 丸岡城や三国湊、竹田地区などの文化財や地域資源を磨き上げ、観光資源としての有効活用を図り、魅力的で快適な観光地づくりを進めます。
- ゆりの里公園の利活用を推進するため、定期的なイベントの開催や地場産品を活用した食の提供など新しい魅力を創出し、年間を通じた誘客を図ります。
- 優れたロケーションや四季折々の食材に恵まれた三国温泉の魅力発信に努め、ブランド確立による他の温泉地との差別化を図ります。
- 周辺自治体や関係団体と連携し滞在型観光を促進するほか、豊かな食や四季の彩など地域資源の魅力発信や新たなイベント創出を通じた誘客力強化、教育旅行・学生合宿の誘致など、新しい観光客の取り込みを強化します。
- 古民家や空き家を利活用し、店舗の誘致など新たな賑わい創出を推進します。
- 自然や歴史、文化財など豊かな資源を活かした体験プログラムの造成支援に努め、観光客の満足度向上を目指します。

(2) 広域交通網の活用推進

- 市外の主要駅や空港などを結ぶ広域交通網を活用し、アクセス時間の短縮など利便性向上を図ります。
- 周辺市町や交通事業者と連携を強化し、利用しやすい地域内交通の整備を進めます。

(3) インパウンドの受け入れ体制の整備

- ICT(※9)等の最先端システムを導入するなど、外国人旅行者のニーズ・動向を把握しながら適確な情報発信と受け入れ環境の整備を進めます。
- 宿泊業や観光業などの事業者と協力して、外国人旅行者の受け入れ体制の整備を推進します。

(4) 観光情報の整理と効果的な発信

- 観光情報提供に関するサービスの向上を図るため、PR動画の作成、SNSの活用などインターネットを活用したタイムリーかつ効果的な情報発信を強化します。
- 首都圏への効果的な観光情報発信を行い、本市への誘客に努めます。
- 全国に丸岡城をPRするとともに、日本一短い手紙の館や一筆啓上茶屋とも連携し、桜やそばなどの季節ごとの情報発信を推進します。

(5) 観光地域づくりのための組織形成と人材育成

- DMO等が中心となり、地域一丸となった観光地域づくりや将来に向けての観光担い手の育成、また郷土の魅力の再認識によるシビックプライドの醸成に努めます。
- 観光客の幅広いニーズに応えるために研修会・セミナーなどを積極的に開催し、観光ガイドの育成に努めます。
- 地域の特色ある人材や関係者をつなぐことで、観光客の満足度を高め、交流人口・関係人口の増加を目指し、地域経済の好循環と地域の活性化を図ります。

5 - 4 働く環境の充実

現状と課題

若年層の労働意識の変化や人手不足、非正規労働者の増加、外国人研修生の受け入れ増加など、雇用環境が大きく変わりつつあります。一方で、職人的な作業や機械化が困難な作業の多い企業では、企業活動自体に影響を及ぼすような熟練した技術を持つ労働者の不足や、その技術の継承などが課題となっています。

今後、人口減少と少子高齢化が一層進む中、労働力不足は継続的な課題であり、中高年齢者の就労・再雇用機会の確保や若年層の正規就業の促進を図る必要があります。また、女性や外国人労働者の受け入れ促進にも取り組む必要があります。

方 針

方針1 雇用・就労機会の確保と労働環境の充実

方針2 多様な人材の確保や柔軟な働き方の実現



UIJ ターン者向け企業説明会



基本施策

(1) 雇用・就労機会の確保と労働環境の充実

- 労働者の就労機会の確保、定着・雇用の安定を図るため、福井労働局や県及び関係機関などとの連携を強化しながら雇用支援策を推進します。
- 若い世代が希望する職場で働けるよう就労機会の創出に取り組むとともに、U I Jターン就職の促進を図ります。
- 職業相談や離職者・転職希望者を対象とした相談会を開催し、安定的に働ける就労の場の確保を推進します。
- 公共職業安定所と連携し、子育て中の女性のための職業支援や子育て支援セミナー開催などの情報を発信し、働く女性に対しての雇用対策を推進します。
- 高齢者の就労機会の確保を図るとともに、生きがいづくりや地域社会への参画についても支援します。

(2) 多様な人材の確保や柔軟な働き方の実現

- 人手不足分野における人材確保に向けて、中小企業の生産性の向上と働き方改革の取り組みを支援します。
- 市内企業の外国人労働者受け入れ体制の整備を支援します。
- 市商工会などの関係団体、事業者と連携し、新規創業や6次産業化など市内産業の高度化・魅力向上の取り組みを推進し、多様で魅力的な就労の場の創出、人材確保の円滑化に繋がります。
- ライフスタイルや制約に応じた多様な働き方の実現に取り組むため、働き方に関する意識改革を推進します。



高齢者の人材育成研修

第6章 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

6-1 災害に強いまちづくりの推進

現状と課題

近年、全国各地で地震や台風、局地的な大雨などによる災害が多発し、大きな被害が生じています。

こういった災害から生命と財産を守るため、市民一人ひとりの日頃からの災害に対する心構えや、知識と備えが重要となります。また、行政においても、被害を最小限にとどめるための対策や備えが求められています。

本市では、避難訓練の実施、ハザードマップの作成など災害に対する市民の意識の啓発に努めており、円滑な情報伝達ができるよう防災行政無線や防災行政メールの整備を行ってきました。

ハード面においては、橋梁の長寿命化計画に基づいた予防保全的な修繕をはじめ、土砂崩れ防止箇所や排水ポンプ場、堤防草刈り・浚渫等の維持管理を行うことにより、適正な利用及び機能保持に努めています。

また、大規模な災害が発生すると行政機能が麻痺するおそれもあり、災害時における被害をできるだけ少なくするためには、行政機能の継続に向けた取り組みに加えて、高齢者や障がいのある人、外国人等への気配りなども含めた地域コミュニティにおける自助・共助の取り組みが重要なものとなっています。

今後、災害に強いまちづくりの推進には効率的で効果的な防災対策の推進を図るとともに、地域の防災意識や体制の強化を図る必要があります。

方針

- 方針1 治山・治水対策による災害の未然防止
- 方針2 総合的かつ計画的な防災・減災対策の推進
- 方針3 災害に強い市民の育成と防災機能の強化
- 方針4 地域コミュニティによる安全・安心の構築
- 方針5 国民保護対策の充実



基本施策

(1) 治山・治水対策による災害の未然防止

- 水源の涵養や土砂災害を防止する機能をもつ森林の適正な管理により、雨水の急速な流下を抑え、土砂崩れや水害等の発生防止を推進します。
- 梅雨時期や台風、ゲリラ豪雨などの大雨により、市内各所、特に市街地での浸水が見られることから、河川や都市排水等の改修を推進します。

(2) 総合的かつ計画的な防災・減災対策の推進

- 地域防災計画に基づき災害対策を進めるとともに「自助」「共助」「公助」の考え方を基本とした総合的な防災・減災対策の検証と環境の整備を推進します。
- 災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、社会情勢に対応した地域防災計画の見直しと、行政機能の継続に向けた危機管理体制の充実強化に努めます。
- 災害時の廃棄物処理について、迅速かつ適正な処理ができるよう対策を講じます。
- 各家庭や事業所での災害備蓄を基本として、食料や生活必需品などを計画的に整備します。

(3) 災害に強い市民の育成と防災機能の強化

- 市民の防災意識の向上のため、地域や学校、企業などへの意識啓発、災害の知識や発災時の判断・行動に関する教育を実施するとともに、それぞれの状況に応じた避難行動開始などに繋がるよう、的確に情報を発信します。
- 災害に的確に対応できるよう嶺北消防組合や医療機関と連携し、消防力及び救急救助体制の充実強化を図ります。
- 高齢者、障がいのある人、外国人等は災害時に大きな影響を受けやすいことから、情報提供や避難において特に配慮した対策を推進します。
- 事業者と連携し、電気、上下水道、ガス、道路、橋梁、通信設備などライフライン機能の強化に努めます。

(4) 地域コミュニティによる安全・安心の構築

- 地震や津波、風水害、雪害など災害時の応急対策活動が円滑に実施されるよう、地域防災体制の確立を図ります。
- 自主防災組織や坂井市防災士の会など地域における防災リーダーの育成を図ります。

(5) 国民保護対策の充実

- 武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合、市民の生命、財産を保護し、被害を最小限にとどめることができるよう国や関係機関などと協力し迅速に対応します。

6-2 安全・安心対策の充実

現状と課題

本市は、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現に向けて、平成19年（2007年）に「坂井市安全安心都市宣言」を行っています。犯罪認知件数は平成15年（2003年）から17年連続で減少したものの、減少数、率とも鈍化しています。また、高齢者への振り込め詐欺、さらに子どもへの悪質な声掛け、家庭内暴力など、表面化しにくい新たな形態での犯罪が多くなってきていることから、警察と連携を取りながら、防犯カメラの設置、「さかいドライブレコーダー見守り協力隊（ドラレコ隊）」への加入促進など、新たな手法による防犯体制を整え、犯罪のない住みよいまちづくりを推進していく必要があります。

また、市内の65歳以上の運転免許所有者が10年前と比較して約7割増加しており、今後も増加が見込まれています。近年、加齢による身体能力の低下が原因と認められる重大事故が多発しており、これまでの交通安全啓発活動に加えて、高齢運転者による交通事故の防止を図る必要があります。

方針

方針1 防犯対策の充実

方針2 消費者の自立支援と被害の未然・拡大の防止

方針3 交通事故による被害が少ない環境の創出



消費者被害防止啓発活動



基本施策

(1) 防犯対策の充実

- 「安全安心都市」実現のため、防犯隊、自主防犯パトロール組織の活動を支援し、犯罪発生のおそれがある箇所のパトロールに取り組みます。
- 警察と連携した防犯カメラの設置、「さかいドライブレコーダー見守り協力隊（ドラレコ隊）」への加入促進、LED防犯灯の普及促進など、犯罪が起きにくい環境づくりに努めます。
- 市民に対し、犯罪の発生状況、防止対策などの情報を積極的に提供し、防犯意識の向上を図ります。

(2) 消費者の自立支援と被害の未然・拡大の防止

- 消費者センターの機能充実を図りながら、消費者の権利保護と自立支援を図ります。
- 市民の消費生活の安全、安心を確保し、消費者トラブルを未然に防止するため、相談窓口の環境整備や犯罪情報の提供、被害防止のための啓発活動を行います。
- 各消費者団体と連携を図りながら、世代に応じた消費者教育を推進します。

(3) 交通事故による被害が少ない環境の創出

- 幼児、児童、高齢歩行者対象の交通安全教室の開催や自転車用ヘルメットの着用推進などに取り組み、交通事故の防止とマナーの向上を図ります。
- 高齢運転者の身体能力低下の自覚と事故防止意識を醸成するとともに、運転免許自主返納事業を継続し、重大交通事故を抑止します。
- 交通事故の被害が最小限となるよう、通学路などを中心に地域住民、道路管理者、警察と連携し事前協議、現場点検を行い、これに基づいた安全な交通環境づくりに努めます。



道路状況の現場点検

6-3 住環境の整備

現状と課題

本市では、人口減少や高齢化が進行しつつある中で、居住・商業などの都市機能の郊外への流出が続いており、市街地の低密度化の進行が懸念されています。これまで以上に、住宅・医療・福祉・商業等の都市機能の立地誘導を図り、コンパクトな市街地を中心とした持続可能なネットワーク型の都市構造の実現に取り組む必要があります。

また、旧市街地の空洞化や空き家の増加といった課題もあり、良質で安全な住まいづくりや地域と連携したまちづくりの推進、空き家等の解消を目的とした取り組みが必要となっています。

市営住宅については、適正な戸数を確保するとともに、計画的な改修や修繕を実施して長寿命化を図り、安全で安心して住める良好な居住水準を備えることが必要です。

やすらぎが感じられ、気軽に憩うことができる質の高い都市環境を形成するためには、誰もが安全で安心して利用できる公園緑地の充実が必要となっています。

今後は、住環境を形成する施設のストックマネジメントが重要となり、計画的・効率的な市街地整備を推進していくことが必要となっています。

方 針

方針1 適正な土地利用の推進

方針2 快適な居住環境の創出

方針3 誰もが安心して利用できる公園・緑地の整備

基本施策

(1) 適正な土地利用の推進

- 持続可能な都市づくりを目指すため、住宅及び都市機能増進施設（※16）の立地の適正化を図ります。
- 関係部局との連携による土地利用に関する総合的な規制と誘導に取り組みます。
- 市民と行政がともに育む土地利用を推進します。
- 土地の最も基礎的な情報である地籍を明確にするため、関係部局との連携を図りながら計画的に地籍調査を進めます。

(2) 快適な居住環境の創出

- 既成市街地への居住の誘導と、既存ストック（※17）の耐震化への補助制度の周知に努め、若者や子育て世代、高齢者等が生活しやすい住環境の整備を推進します。
- 土地や建物の特性を活かした定住の多様な受け皿の確保を図ります。
- 安定的な居住の確保のため、市民ニーズの変化に応じた、公営住宅の整備、活用に取り組み、併せて、住まいのセーフティネット機能の充実を図ります。
- 空家等対策計画に基づく適正管理指導などにより、その発生を抑制するとともに、危険な空き家を解消し、利活用できる空き家については、公・民・学が連携した活用など、地域活性化に資する取り組みを進めます。

(3) 誰もが安心して利用できる公園・緑地の整備

- 市民が自然に親しむ場を提供します。
- 誰もが安全で快適に利用できる身近な公園緑地の充実を図ります。
- 市民と行政の協働による公園の維持管理を進め、地域に愛される憩いの場としての利活用を図ります。



ゆりの里公園

6-4 安定した水の供給と良好な水環境の維持

現状と課題

上下水道は、安全・安心な飲み水を供給し、使用された汚水をすみやかに処理することにより、良好な水環境を維持し、快適な生活環境の形成と身近な自然環境を守り育てる重要な社会基盤です。

水道水は、龍ヶ鼻ダムを水源とした竹田川の表流水と自己水源である井戸水により、市内全域に供給されています。

水はいかなる時にも必要不可欠であり、地震などの災害発生時にも安全・安心な水を供給するため、配水池や水道管等の耐震補強を行い、施設の強靱化を図る必要があります。

下水道は、事業を計画的に進めており、普及率は高い水準にありますが、未普及地区の解消と、老朽化が進んだ下水道施設への対応が必要となっています。

集中豪雨や宅地化による浸水被害に対応するため、現状に即した認可計画に基づき、引き続き雨水対策を進めます。

方 針

方針1 安全・安心な水の安定した供給

方針2 下水道施設の整備・管理と接続促進

方針3 上下水道事業の経営健全化

年 度	整備面積 (ha)	施工延長 (m)	整備人口 (人)	普及率 (%)
H26 (2014)	2,865	706,443	89,039	95.6
H27 (2015)	2,920	722,291	88,901	95.8
H28 (2016)	2,937	726,820	90,399	95.8
H29 (2017)	2,943	732,075	90,407	98.1
H30 (2018)	2,961	734,124	89,956	98.2

公共下水道の状況

(資料：上下水道課)



基本施策

(1) 安全・安心な水の安定した供給

- 水源の水質汚濁防止と監視体制の強化を図り、水道水の安全を確保します。
- 水道施設耐震化や老朽管更新等を実施し、水道水の安定供給を図ります。

(2) 下水道施設の整備・管理と接続促進

- 生活環境の向上や公共用水域の水質汚濁防止のため、公共下水道計画による整備を進めます。
- 下水道施設の老朽化に対応するため、機能診断を実施して長寿命化を進めます。
- 集中豪雨等による浸水被害の防止と生命・財産や都市機能を守るため、雨水対策を推進します。
- 衛生的で住みよい都市環境を実現するため、家庭排水の下水道への接続促進を図ります。

(3) 上下水道事業の経営健全化

- 効率的な施設整備と更なる経費削減に努め、経営の健全化を図ります。



木部配水場

6-5 暮らしを支える道路網の整備

現状と課題

本市は、北陸自動車道、国道8号、主要地方道福井加賀線（芦原街道）、主要地方道福井金津線（嶺北縦貫道路）をはじめとする、南北方向の幹線道路が充実しており、それらの道路に県道及び市道が接続した道路網が形成されています。

市民や立地企業の利便性向上に加え、北陸新幹線の延伸効果の最大化を図り、観光客などの交通利便性を向上させるため、福井港丸岡インター連絡道や県道福井森田丸岡線など広域的な道路網の整備の必要性が一層高まっています。

生活道路は、市民生活の利便性の維持・向上を図る上で重要な役割を担っていることから、道路環境の整備と適切な維持管理が必要です。また、建設から長い年数を経た橋梁も多く、近年老朽化が進んでいることから、計画的な点検や予防的な修繕を行うなど橋梁の長寿命化を図ることが求められます。

本市には、県内随一の石油備蓄基地がある他、国道8号など北陸地方の大動脈をかかえており、一たび降雪による交通障害が発生すると北陸地方全体に影響が出ることから、冬期間の道路交通確保に向けた体制づくりが必要です。

方 針

- 方針1 広域的な道路網の整備
- 方針2 生活道路の計画的な整備
- 方針3 地域ぐるみによる除雪体制の強化



基本施策

(1) 広域的な道路網の整備

- 県内各地や北陸、関西、中京方面等との広域的な連携を促進するため、北陸自動車道や国道、主要地方道等のネットワークの強化を図るとともに、近隣市町との道路網の整備に努めます。
- 福井港の活用促進や産業の振興を図るため、福井港丸岡インター連絡道の整備を促進します。
- 国道8号の4車線化及びバイパスの整備、主要地方道福井加賀線（芦原街道）などの拡幅整備を促進します。
- 県道福井森田丸岡線などの新たな広域道路の整備促進に努め、市内はもとより市外からも利便性の高い道路ネットワークを検討します。

(2) 生活道路の計画的な整備

- 市民の暮らしに密着した生活道路の整備や維持管理については、役割や地域ニーズを踏まえ、限られた財源の中で計画的な整備を行います。
- 道路施設等については、予防保全型の管理を推進し長寿命化対策を図ることで、維持管理費用の縮減や平準化に努めます。

(3) 地域ぐるみによる除雪体制の強化

- きめ細かな除雪パトロールを実施し、冬期間の市民生活の安全確保に努めます。
- 効果的・効率的な除雪を行うため、県や地域の事業所・住民等と協力した除雪体制づくりを図ります。



国道8号の4車線化

6-6 地域公共交通と広域ネットワーク拠点の充実

現状と課題

北陸新幹線福井・敦賀開業によって、関東圏や上信越地方から福井県へのアクセス環境が大きく向上することから、県内を訪れる観光客数の大幅な増加が見込まれるとともに、これまで関連の薄かった地域と交流を図ることによる地域活性化の推進や、経済的・社会的に大きな波及効果があるものと期待されています。

鉄道やバス等の公共交通機関については、通勤通学的手段として、また、高齢者や障がいのある人など移動が制限される人にとっての買い物や通院など日常生活を送る上で欠くことのできない移動手段として重要な役割を担っていることから、一層の充実が求められています。

福井港は、国家石油備蓄や石油配分等のエネルギー基地としての機能とともに、多くの企業が集中するテクノポート福井の拠点港としての機能を有しており、嶺北地域を中心とした経済圏の物流拠点として、その利活用の推進が求められています。また、福井港に隣接する三国湊地区については、日本遺産に認定された地域文化の中心として、多くの人が集って交流し憩いが提供されていることから、人々に親しまれる港湾としての活用も求められています。

福井空港は、県内唯一の空港であり、県警及び県防災航空隊のヘリコプター基地としての利用に加え、航空測量や遊覧飛行などで小型機の離発着地として、また、グライダーの訓練拠点として活用されており、今後は空港を活用した新たなまちづくりを進めていくことが求められています。

こうした状況の中、既存の公共交通機能を維持しつつ、その利便性の向上を図っていくことは、「住みよさ」をさらに高めるとともに観光誘客の面から重要な役割を果たすものと考えられることから、積極的な取り組みを進める必要があります。また、より広い地域と人の移動や物流輸送の手段となる広域交通ネットワークについても、一層の充実が求められています。

方 針

方針1 地域公共交通の充実と利用促進

方針2 広域ネットワーク拠点の充実

基本施策

(1) 地域公共交通の充実と利用促進

- 多様な交通手段をシームレス（※18）かつ一体的なサービスとして提供できるよう、公共交通事業者や関連自治体等と連携した取り組みを推進します。
- えちぜん鉄道を「生活関連社会資本」として位置づけ、鉄道経営の自立性を高めるとともに、鉄道事業を次世代に引き継ぐために支援します。
- 並行在来線について、県や沿線自治体との連携により、健全な運営と生活に密着した地域鉄道として利便性の向上を図ります。
- 日常生活の利便性向上はもとより観光誘客の増加を目指し、近隣自治体との連携による新幹線駅から市内へのアクセス環境の充実を図ります。
- 鉄道駅利用者の利便性の向上を図るため、駐車場や駐輪場などの整備を推進します。
- バス事業者への支援により必要不可欠なバス路線を維持し、地域住民の生活交通手段を確保します。
- 公共交通空白地帯や交通不便地域を運行しているコミュニティバスについては、多様化する住民ニーズの検証を行い、日常生活を支える交通インフラとしての機能を確保します。

(2) 広域ネットワーク拠点の充実

- 福井港におけるエネルギー拠点、物流拠点としての機能強化を図るとともに、船舶利用や海外定期便就航の推進、観光と連携した港湾活用など、地域の産業と生活を支える港湾として、更なる発展を目指します。
- 福井空港は、防災ヘリ等の拠点であるとともに国内では希少な航空機曳航訓練が行える機能を持った空港であるため、災害時の拠点空港としての整備や、空港機能を活かした特色ある地域づくりを図ります。
- 日常生活、レジャー、観光、物流等の大輸送路である北陸自動車道へのアクセス環境の充実を図ります。



えちぜん鉄道 大関駅



丸岡バスターミナル

6-7 情報ネットワーク社会の構築

現状と課題

インターネットをはじめとする情報通信技術の飛躍的な進歩と、スマートフォン等の高機能な情報通信端末の普及は、生活の利便性の向上や産業の生産性の向上に大きく寄与しており、私たちの日常生活や経済活動に大きな影響を与えています。

さらに、「IoT（※5）」や「AI（※6）」、「ロボット」などの技術革新は、生産、販売、消費といった経済活動に加え、健康、医療、公共サービス等の幅広い分野や、人々の働き方、ライフスタイルにも大きな影響を及ぼすことが見込まれ、その変化への対応が求められています。特に、国が第5期科学技術基本計画で強力に推進しようとしている「Society 5.0（※8）」の動向を敏感に捉え、市として迅速に対応していくことが求められています。

一方で、ICT（※9）を使いこなせる人とそうでない人との間に生じる情報格差の解消や、コンピュータウイルス等による情報漏えいのリスクに備えたセキュリティ対策など様々な課題も生じています。

情報通信技術の更なる活用による、行政サービスの向上や事務の効率化を図り、利便性が高く安心して暮らすことができる情報ネットワーク社会の構築が求められています。

方 針

方針1 ICTによる行政サービスの向上と効率的な行政運営

方針2 ICTを活用した利便性の高い生活環境の実現



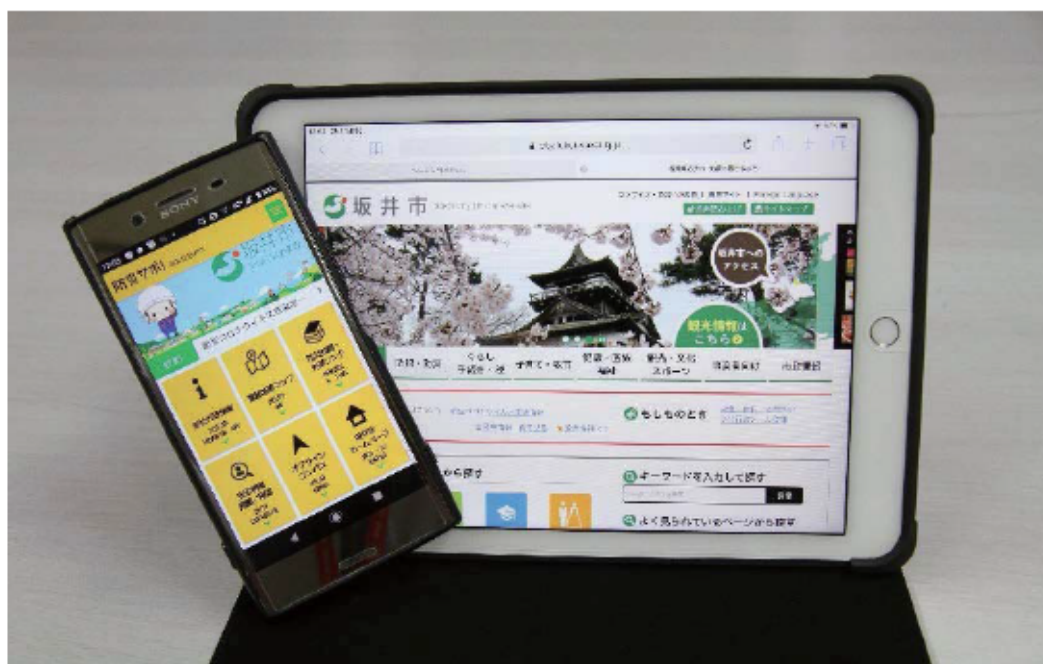
基本施策

(1) ICTによる行政サービスの向上と効率的な行政運営

- ホームページでの検索の容易化、申請・届出手続きのオンライン化（電子申請）などICTを活用した利便性の高いサービスを提供します。
- 公金の収納方法の利便性向上、市役所以外での証明書発行、窓口での多言語対応など多様化する市民ニーズに対応できるICTによる環境整備を図ります。
- ICTを活用し、災害発生時における現場状況の把握や市民への安全情報の提供などの環境構築を図ります。
- 社会環境の変化に併せたシステムやRPA（※19）の導入により、業務の効率化を図ります。
- 情報通信技術の進歩に伴い脅威も高度化しているため、情報セキュリティ対策の強化を図り、情報流出を防止します。

(2) ICTを活用した利便性の高い生活環境の実現

- 主要な公共施設や観光施設、鉄道駅等においてWi-Fi環境の整備を進め、住民サービスと観光客等の利便性向上を図ります。
- ICTを活用したコミュニケーション環境の充実を図り、地域の活性化に向けた取り組みを推進します。



ICT（情報通信技術）の活用促進

資料編

1. 諮問および答申

1-1 諮問文

坂 企 第 650 号
平成30年11月29日

坂井市総合計画審議会
会 長 江川 誠一 様

坂井市長 坂本 憲男

第二次坂井市総合計画について（諮問）

坂井市まちづくり基本条例第15条の規定に基づき、第二次坂井市総合計画
を策定するため、貴審議会の意見を求めます。

1 - 2 答申文

令和2年1月28日

坂井市長 坂 本 憲 男 様

坂井市総合計画審議会

会 長 江川 誠一

第二次坂井市総合計画について（答申）

平成30年11月29日付け坂企第650号で当審議会に諮問がありました標記について、慎重に審議を重ねた結果、別冊「第二次坂井市総合計画」のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、坂井市の将来像である「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち ～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～」の実現に向け、当計画に掲げる施策が着実に推進されることを強く希望し、別記事項の意見を添えて要請します。

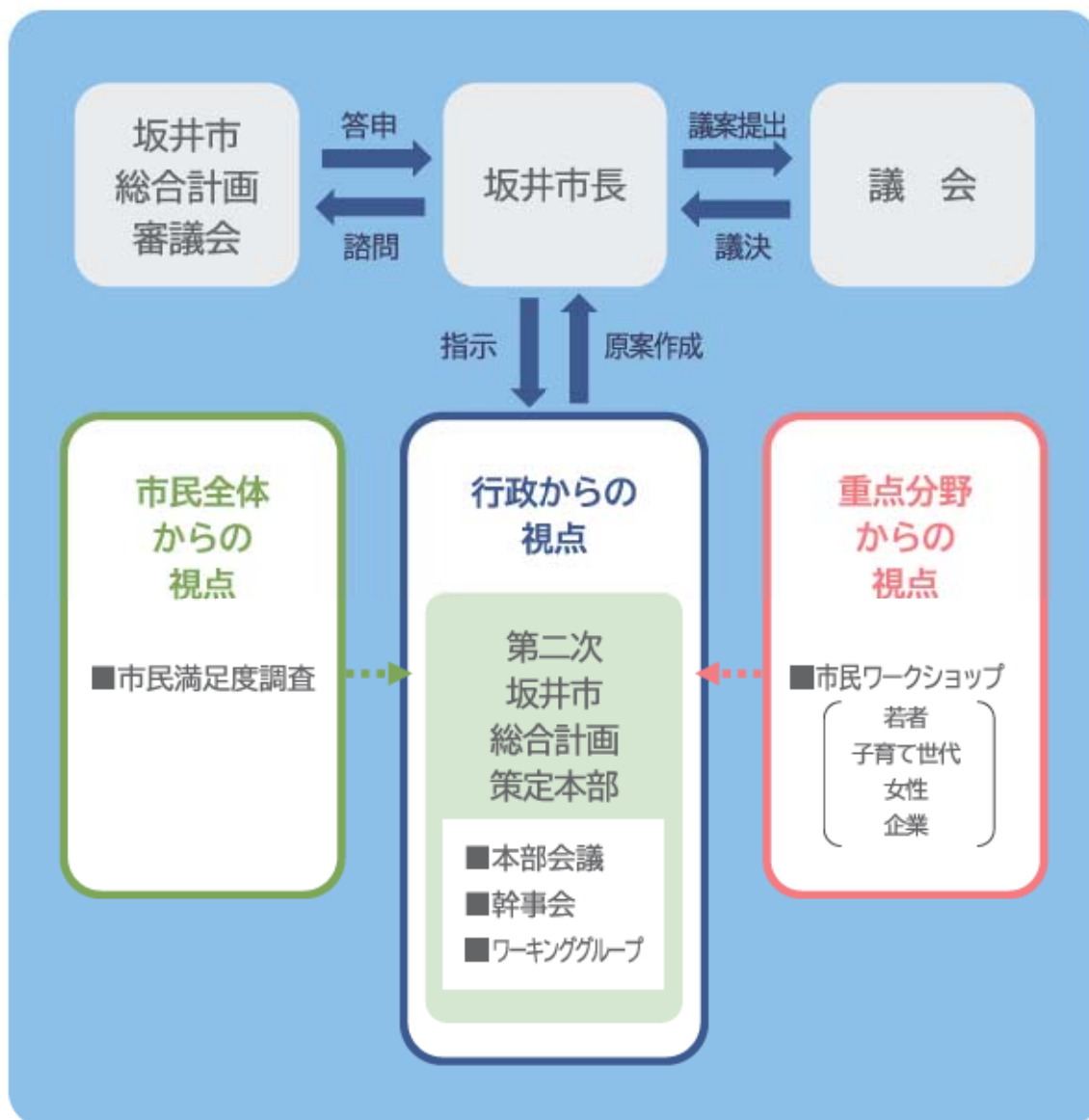
別記

- 一 平成18年3月20日に坂井市が誕生し、まちづくりの基本は「人」であり、次世代を担う子どもたちの夢を育み、すべての人が個性を発揮できるまちづくりを目指すという理念のもと坂井市総合計画が策定されました。第二次坂井市総合計画においても、この理念を引き継ぎ、将来を見据え、坂井市で暮らし、学び、働く人々がそれぞれ夢と希望を抱くことができ、すべての人が個性を発揮できる未来志向のまちづくりの実現に向け取り組んでいただきたい。
- 一 我が国は本格的な人口減少社会に突入するとともに、社会を取り巻く状況は急速に変化を続けており、本市も例外なく同様な状況が進行しております。人口減少や少子高齢化が進んでも、住みよい環境を確保し持続可能なまちづくりを進めるため「総合計画」と「地方版総合戦略」を一体とし実効性の高い計画としました。これまで培ってきた市民と行政による協働のまちづくりを、より発展させ、住みよい地域社会の実現に向け各施策の推進に取り組んでいただきたい。
- 一 坂井市の将来像「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち ～ 子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～」の実現に向け全施策に共通して大切にすべき視点として①坂井市を担う「ひと」を育てる視点、②坂井市の「住みよさ」をさらに高める視点、③坂井市の「多様性」を活かして発展していく視点の3つを掲げております。各施策の取り組みについて、市民一人ひとりが主役となり協力し合い、誰もが安心して暮らすことができ、互いの個性を尊重し生き生きと生活できるという視点を持ち、将来像の実現に向け取り組んでいただきたい。

2. 策定体制

2-1 策定体制

第二次坂井市総合計画策定体制



2-2 策定委員名簿

(敬称略、五十音順)

	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	坂井市女性の会	会 長	赤土 美代子	
2	一般公募	一 般	石森 則子	
3	坂井市社会福祉協議会	会 長	内田 正義	
4	福井県立大学 地域経済研究所	講 師	江川 誠一	会長
5	坂井市民生児童委員協議会連合会	会 長	金谷 知美	
6	テクノポート福井企業協議会	会 長	神山 勤	前任者 山口 久雄
7	坂井市PTA連合会	前 会 長	小垣内 勉	
8	嶺北消防組合坂井消防団	団 長	田嶋 留三	
9	福井大学 国際地域学科	講 師	田中 志敬	副会長
10	福井労働局 ハローワーク三国	所 長	谷口 敏樹	前任者 川村 直子
11	坂井市老人クラブ連合会	会 長	寺嶋 康至	前任者 今田 一榮
12	花咲ふくい農業協同組合	代表理事組合長	富田 勇一	
13	坂井市消費者団体連絡協議会	会 長	野田 美智子	
14	坂井市商工会	会 長	半澤 政丈	
15	坂井市観光連盟	会 長	大和 久米登	

3. 策定経過

年度	月 日	経 過	摘 要
平成30年度	11月13日 ～ 11月30日	市民満足度調査	18歳以上5,000人対象 回収率39.6%
	11月22日	第1回本部会議・第1回幹事会	策定体制及びスケジュールの検討
	11月28日	第1回市民ワークショップ（子育て世代）	子育て支援センター利用者
	11月29日	第1回坂井市総合計画審議会	委嘱、趣旨説明
	12月10日	第2回市民ワークショップ（子育て世代）	保育園保護者
	12月13日	第3回市民ワークショップ（若者）	市内在住者
	12月15日	第4回市民ワークショップ（子育て世代）	保育園保護者
	12月15日	第5回市民ワークショップ（若者）	市外在住者
	1月17日	第6回市民ワークショップ（子育て世代）	子育て支援センター利用者
	1月24日	第7回市民ワークショップ（女性）	地域づくり関係者
	1月24日	第8回市民ワークショップ（女性）	イクボス推進企業関係者
	3月11日	第9回市民ワークショップ（企業）	あわら坂井ふるさと創造推進協議会関係者等
	3月15日	第2回坂井市総合計画審議会	市民満足度調査結果、後期基本計画の振り返り
令和元年度	6月3日	第2回幹事会	基本構想（素案）及び基本計画（素案）の検討
	6月19日	第2回本部会議	//
	6月27日	第3回坂井市総合計画審議会	基本構想（草案）の審議
	7月9日	議会（定例協議会）	基本構想（草案）の説明
	8月13日	議会（定例協議会）	基本構想（修正案）の説明
	8月28日	第3回幹事会	基本計画（素案）の検討

年度	月 日	経 過	摘 要
令和元年度	9 月 2 日	第 1 回総合戦略推進会議	総合戦略の振り返り
	9 月 12 日	第 3 回本部会議	基本構想（修正案）及び基本計画（素案）の検討
	9 月 27 日	第 4 回坂井市総合計画審議会	基本構想（修正案）及び基本計画（草案）の審議
	10 月 15 日	議会（定例協議会）	基本計画（草案）の説明
	11 月 8 日	第 4 回幹事会	基本計画（修正案）及び総合戦略（素案）の検討
	11 月 13 日	第 4 回本部会議	//
	11 月 22 日	議会（定例協議会）	基本計画（修正案）の説明
	11 月 25 日	第 5 回坂井市総合計画審議会	基本計画（修正案）及び総合戦略（草案）の審議
	11 月 27 日	第 6 回坂井市総合計画審議会	//
	12 月 2 日 ～ 12 月 16 日	パブリックコメントの実施	
	12 月 23 日	議会（全員協議会）	総合戦略（草案）の説明
	1 月 10 日	第 5 回本部会議	第二次総合計画（原案）の検討
	1 月 16 日	第 2 回総合戦略推進会議	総合戦略（修正案）の検討
	1 月 27 日	議会（全員協議会）	総合戦略（修正案）の説明
	1 月 28 日	第 7 回坂井市総合計画審議会	第二次総合計画（原案）の審議
		第二次坂井市総合計画（案）答申	
	3 月 25 日	議会議決	

4. 第二次坂井市総合計画とSDGsとの関係

SDGsの達成に向けて

エスディージーズ
SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットにおいて、日本を含む全 193 か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。平成 28 年 (2016 年) から令和 12 年 (2030 年) までの間に達成すべき 17 のゴール (目標) と、それに連なり具体的に示された 169 のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、先進国・開発途上国を問わず、公共・民間各層のあらゆる関係者が連携しながら、世界全体の経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされており、多くの国で SDGs の達成に向けた取組が行われています。

特に、17 の目標の中には、ゴール 11 として「住み続けられるまちづくりを」(Goal 11, Sustainable cities and communities) という目標が掲げられており、この目標をはじめ、他の 16 の目標の達成に向けて、公共・民間各層の一つである自治体の果たすべき役割が重要であることも示されています。

我が国では、平成 28 年 (2016 年) 12 月に SDGs 実施指針が策定され、自治体においても、各種計画、戦略の策定等に当たって SDGs の要素を最大限反映することを奨励するとともに、関係団体等との連携強化などにより、SDGs の達成に向けた取組を推進していくことが求められています。

さらに、自治体において SDGs の推進に取り組むことにより、経済・社会・環境の三側面からの統合的な取組などを通じた地域の一層の活性化が図られ、地方創生につながるとして、平成 30 年 (2018 年) 6 月に示された国の地方創生の基本方針である「まち・ひと・しごと創生基本方針」の中にも SDGs 達成のための取組が位置付けられました。

また、令和元年 (2019 年) に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針」では、SDGs を原動力として多様なステークホルダーの連携による地方創生の実現に取り組む方針が示されました。



国際連合広報センターによるSDGsの公式ロゴ

SDGsの17の目標

目標(Goal)	説 明 ^{注1}	自治体行政の果たし得る役割 ^{注2}
 1 貧困をなくそう	(貧困) あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	1.貧困をなくそう 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
 2 飢餓をゼロに	(飢餓) 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	2.飢餓をゼロに 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
 3 すべての人に健康と福祉を	(保健) あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	3.すべての人に健康と福祉を 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
 4 質の高い教育をみんなに	(教育) すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	4.質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	(ジェンダー) ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	5.ジェンダー平等を実現しよう 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
 6 安全な水とトイレを世界中に	(水・衛生) すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	6.安全な水とトイレを世界中に 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	(エネルギー) すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
 8 働きがいも経済成長も	(経済成長と雇用) 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	8.働きがいも経済成長も 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	(インフラ、産業化、イノベーション) 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	9.産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

目標(Goal)	説 明	自治体行政の果たし得る役割
 10 人や国の不平等をなくそう	(不平等) 各国内及び各国間の不平等を是正する。	10.人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
 11 住み続けられるまちづくりを	(持続可能な都市) 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	11.住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
 12 つくる責任 つかう責任	(持続可能な生産と消費) 持続可能な生産消費形態を確保する。	12.つくる責任つかう責任 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
 13 気候変動に具体的な対策を	(気候変動) 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	13.気候変動に具体的な対策を 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自自治体で行うことが求められています。
 14 海の豊かさを守ろう	(海洋資源) 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	14.海の豊かさを守ろう 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
 15 陸の豊かさを守ろう	(陸上資源) 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	15.陸の豊かさを守ろう 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
 16 平和と公正をすべての人に	(平和) 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。	16.平和と公正をすべての人に 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	(実施手段) 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	17.パートナーシップで目標を達成しよう 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

注1：外務省が日本語訳したもの（関係各省庁においても同訳を引用）

注2：国の関係各省庁が参考資料として示している「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－（2018年3月版（第2版）」（自治体SDGsガイドライン検討委員会編集）において記載されており、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）が示した内容を日本語訳したもの

SDGsの視点に基づく第二次坂井市総合計画の施策体系

章	基本構想	基本計画	1 貧困	2 食糧	3 健康福祉	4 教育
			1 貧困	2 食糧	3 健康福祉	4 教育
			1 貧困	2 食糧	3 健康福祉	4 教育
1	みんなで未来につなぐ まちづくり 【共生・協働】	1 誰もが暮らしやすい共生社会の推進				
		2 多様な主体と連携した協働のまちづくりの推進				
		3 国際・都市間交流の推進				◎
		4 関係人口の拡大と住みよさの実感				
		5 効率的な行財政運営の推進				
2	互いに思いやり 支え合う まちづくり 【福祉】	1 地域福祉の充実	○		◎	
		2 児童福祉の充実	○		◎	○
		3 高齢者福祉の充実			◎	
		4 障がい者福祉の充実			◎	○
		5 健康づくりの推進		○	◎	
		6 地域医療体制の充実			◎	
		7 社会保障制度の安定的な運営	◎		◎	
3	学ぶ意欲を支える まちづくり 【教育】	1 学校教育の充実				◎
		2 社会教育・生涯学習の充実				◎
		3 歴史・文化・芸術の伝承と振興				◎
		4 生涯スポーツの振興			○	◎
4	自然と共生できる まちづくり 【環境】	1 自然環境の保全と共生				
		2 循環型社会の構築				
		3 生活環境の保全と充実			○	
		4 美しい景観資源の活用				
5	地域資源を活かし 活力に満ちた まちづくり 【産業】	1 農林水産業の振興		◎		
		2 商工業の振興				
		3 観光の振興				
		4 働く環境の充実				
6	安全で快適な暮らしを 支えるまちづくり 【都市基盤】	1 災害に強いまちづくりの推進				
		2 安全・安心対策の充実				
		3 住環境の整備				
		4 安定した水の供給と良好な水環境の維持				
		5 暮らしを支える道路網の整備				
		6 地域公共交通と広域ネットワーク拠点の充実				
		7 情報ネットワーク社会の構築				

注：国や東京都が示すSDGsの考え方を参考に、基本計画（第3部）に位置付けた31施策とSDGsの17の目標との関係を示したものです。今後、本計画の進行管理や第二次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略の必要な見直しを行う中で、国や福井県のSDGsの取組を参考にしながら、必要に応じて変更する場合があります。

◎ = 重点事業

5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
ジェンダー	水衛生	エネルギー	経済雇用	技術革新	不平等	持続可能な都市	消費	気候	海洋資源	陸上資源	平和と公正	パートナーシップ
◎			○		◎						○	
						○						◎
			○		○	○					○	◎
						◎						○
						◎						○
					○	○						
					○	○					◎	
					○	○						
						○						
						○						
		◎		○				○	◎	○		
	○			○			◎					
	○					◎						
						◎						
			◎	○			○		○	◎		
			◎	◎								
			◎	○		○	○					
○			◎	○								
						◎		◎				
						◎					◎	
						◎						
	◎					○						
						◎						
						◎						
				○		◎						

5. 用語集

用語の解説

	用 語	解 説
※1	国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省に所属する国立の研究機関。人口や世帯の動向を捉えるとともに、国内外の社会保障政策や制度について研究を行い、政策形成に資する基礎的な情報提供等を行う。
※2	人口置換水準	長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準のこと。
※3	国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）	大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」に基づき開催された会議のこと。
※4	パリ協定	COP21で採択された協定のこと。令和2年（2020年）以降の温室効果ガス排出削減の国際的枠組みを定め、地球の平均気温の上昇を産業革命前と比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを目標としている。
※5	I o T	Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれ、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。
※6	A I	Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。
※7	超スマート社会	AI や IoT を活用して、必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らすことのできる社会のこと。
※8	Society 5.0	①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、新たな経済社会をいい、具体的には、サイバー空間（仮想空間）と現実空間を高度に融合させ、経済的発展と社会的課題解決を両立させることのできる、人間中心の社会のこと。
※9	I C T	Information and Communication Technology の略。情報通信技術の総称のこと。

	用 語	解 説
※10	SDGs	Sustainable Development Goals の略。平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された、令和 12 年（2030 年）を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標のこと。「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能な世界を実現するための 17 の分野別目標と 169 の具体的達成基準を掲げている。
※11	3R	リデュース（reduce 廃棄物の発生抑制）、リユース（reuse 再使用）、リサイクル（recycle 再生利用、再資源化）の頭文字をとった言葉のこと。環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会を形成するための重要な標語であり、考え方である。資源の有効利用、環境保全の施策の基本となっている。
※12	LGBT	レズビアン（Lesbian 女性の同性愛者）、ゲイ（Gay 男性の同性愛者）、バイセクシャル（Bisexual 両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender 心の性と体の性の不一致）の頭文字から作られた言葉のこと。性的少数者の総称。
※13	社会的包摂	社会的に弱い立場にある人々も含め、誰も排除せず、地域社会の一員として取り込み、支え合うこと。
※14	ノーマライゼーション	「障がいがあっても健常者と特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、望ましい社会の姿である」とする社会福祉の理念のこと。
※15	DMO	Destination Management Organization の略。観光地経営の視点に立った観光地域づくりを担う法人のこと。
※16	都市機能増進施設	医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもののこと。
※17	既存ストック	これまで整備されてきた道路、公園、下水道などの都市基盤施設や、住宅、商業施設、業務施設、工業施設などの建築施設のこと。本計画では、既存住宅などを指す。
※18	シームレス	つなぎ目のないこと。
※19	RPA	Robotic Process Automation の略。ロボットによる業務の自動化のこと。

第二次坂井市総合計画
輝く未来へ…
みんなで創る希望のまち
～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～

発行年月 令和2年3月
編集・発行 坂井市総合政策部企画情報課
〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地
TEL 0776-66-1500 FAX 0776-66-4837
E-mail kikaku@city.fukui-sakai.lg.jp
URL <https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/>

坂井市民憲章

彩り豊かな海・山・川と市民が融和する坂井市
大空へ伸びる緑の木々のように 希望に満ちたまちの実現に向けて
ここに市民憲章を定めます

一 青い日本海のすがすがしき

自然と住みよい環境に恵まれた 坂井

一 白いユリのやさしき

人々のきずなと安心が広がる 坂井

一 黄金波打つ平野の温もり

感謝と思いやりの心を育む 坂井

一 桜に浮かぶ古城の気高さ

誇りある歴史と文化が息づく 坂井

一 真っ赤な太陽の輝き

明るく笑顔と活力があふれる 坂井



■市の鳥 カモメ

カモメ科の冬鳥。海や港町をイメージさせる鳥であることから、市が海に面していることが感じ取れます。晩秋の頃オホーツク海北部から飛来し、餌を求めて飛び交う姿は、三国港の冬の風物詩として親しまれています。



■市の木 サクラ

バラ科の落葉樹。春を象徴する花木として、日本人に古くから親しまれています。「霞ヶ城公園」は『日本さくら名所100選』に指定されており、4月には「桜まつり」が開催され、市民の憩いの場として賑わっています。



■市の花 ユリ

ユリ科の多年草。純潔・威厳・無垢の象徴とされ、清楚で気品ある花として親しまれています。「ゆりの里公園」では栽培も行われており、6月になるとユリ科の花が華麗に咲き誇り、多彩なイベントが開催されています。

